

平成 24 年第 2 回にかほ市議会定例会会議録 (第 7 号)

1、本日の出席議員 (20 名)

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元 昭
19 番	齋 藤 修 市	20 番	佐 藤 文 昭

1、本日の欠席議員 (な し)

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 金 子 勇 一 郎 班 長 兼 副 主 幹 佐 藤 正 之
副 主 幹 佐々木 孝 人

1、地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	商 工 課 長	佐々木 敏 春
建 設 課 長	佐 藤 正	教 育 委 員 会 総 務 課 長	齋 藤 義 行
社 会 教 育 課 長	齋 藤 栄 八	ガ ス 水 道 局 管 理 課 長	森 孝 行
消 防 本 部 消 防 次 長	柳 橋 稔		

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第7号

平成24年3月22日（木曜日）午前10時開議

- 第1 発言の取り消しの件
- 第2 議案第49号 損害賠償の額を定めることについて
- 第3 議案第50号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）について
- 第4 議案第4号 にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について
- 第5 議案第5号 にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第6 議案第6号 にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第7 議案第7号 にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について
- 第8 議案第8号 にかほ市暴力団排除条例制定について
- 第9 議案第9号 にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第10号 にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定について
- 第11 議案第11号 にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定について
- 第12 議案第12号 にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第13号 にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第14号 にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定について
- 第15 議案第15号 にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第16号 にかほ市総合発展計画基本構想及び後期基本計画の策定について
- 第17 議案第17号 冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて
- 第18 議案第18号 市有財産の無償譲渡について
- 第19 議案第19号 市有財産の無償譲渡について
- 第20 議案第20号 市有財産の無償譲渡について
- 第21 議案第21号 市有財産の無償譲渡について
- 第22 議案第22号 あらたに生じた土地の確認について
- 第23 議案第23号 あらたに生じた土地の確認について
- 第24 議案第24号 あらたに生じた土地の確認について
- 第25 議案第25号 字の区域の変更について
- 第26 議案第26号 字の区域の変更について
- 第27 議案第27号 字の区域の変更について
- 第28 議案第28号 にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて
- 第29 議案第29号 にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて
- 第30 議案第30号 にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて

- 第31 議案第31号 平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について
- 第32 議案第32号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 第33 議案第33号 平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について
- 第34 議案第34号 平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第35 議案第35号 平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について
- 第36 議案第36号 平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第37 議案第37号 平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第38 議案第38号 平成23年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）について
- 第39 議案第39号 平成23年度にかほ市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 第40 議案第40号 平成24年度にかほ市一般会計予算について
- 第41 議案第41号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について
- 第42 議案第42号 平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について
- 第43 議案第43号 平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第44 議案第44号 平成24年度にかほ市簡易水道特別会計予算について
- 第45 議案第45号 平成24年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について
- 第46 議案第46号 平成24年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について
- 第47 議案第47号 平成24年度にかほ市ガス事業会計予算について
- 第48 議案第48号 平成24年度にかほ市水道事業会計予算について
- 第49 陳情第1号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書
- 第50 陳情第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情書
- 第51 陳情第3号 子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書
- 第52 陳情第4号 「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する陳情
- 第53 陳情第5号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情
- 第54 陳情第6号 T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める陳情
- 第55 継続審査について
- 陳情第11号 「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書（継続審査）
- 陳情第15号 「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書（継続審査）
- 第56 議提第2号 住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める意見書

- 第57 議提第3号 子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書
- 第58 議提第4号 公的年金2.5%引き下げに反対する意見書
- 第59 議提第5号 最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書
- 第60 議提第6号 TPP（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書
- 第61 議決事件の字句、数字等の整理の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第7号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（佐藤文昭君） ただいまの出席議員は20人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

また、議案第16号についてお手元に正誤表が配付されておりますので御確認願います。

なお、議案第49号及び議案第50号が追加提案されておりますので、本日の議事日程事項としております。

また、本日、議会運営委員会が開催されましたので、報告を求めます。18番佐藤元議会運営委員長。

【議会運営委員長（18番佐藤元君）登壇】

●議会運営委員長（佐藤元君） おはようございます。

先ほど9時半より議会運営委員会を開会いたしましたので、その報告をいたします。

案件は、本日の追加議案についてであります。お手元に配付してありますとおりの内容となっております。損害賠償に対する件と、それに伴う一般会計補正予算、計2件であります。

以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議会運営委員長の報告に対する質疑を終わります。

これから本日の議事に入ります。

日程第1、発言取り消しの件を議題とします。

1番伊東温子議員から、3月6日の会議における発言について、会議規則第65条の規定により、お手元に配付した発言取り消し申出書のとおり、発言を取り消したいとの申し出がありました。

なお、会議録から削除する発言については、その取り扱いを議長に一任し、議長が後刻、速記を調査の上、適切な措置をすることといたします。

お諮りします。発言の取り消しを許可し、その取り扱いを議長に一任することについて御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、伊東温子議員からの発言の取り消しの申し出を許可し、その取り扱いについて議長が後刻、速記を調査の上、適切な措置をとることに決定しました。

日程第2、議案第49号損害賠償の額を定めることについて及び日程第3、議案第50号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。

朗読を省略しまして、当局からの説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

●市長（横山忠長君） おはようございます。

本定例会に追加提案を提案しておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、議案の要旨について御説明を申し上げます。

議案第49号損害賠償の額を定めることについてでございます。

平成24年2月7日、建設課臨時職員が市道平沢小出2号線の院内字タモキタ地区の除雪作業中、除雪機械の排土板を上げたまま後進した際に、走行中のトラック前方左側と衝突し、トラックを損傷させ、損害が生じたもので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めます。

次に、議案第50号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてでございます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ146億8,298万4,000円とするものであります。

今回の補正予算は、議案第49号で説明をいたしました除雪車の事故に係るもので、歳入では雑入に自動車損害保険金として104万円を計上し、歳出では除雪費に損害賠償として歳入と同額の104万円を追加計上するものであります。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については担当の部課長等が行いますので、御審議をいただき、可決決定くださるようお願いをいたします。

●議長（佐藤文昭君） これから担当部長から主な項目について補足説明を行います。産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 当議案の事故については、2月の臨時議会において鈴木議員の質疑にもお答えしている内容でございます。

事故の概要については、この2番に書いてあるとおりでございます。

損害の内訳ですけれども、車両の損害が98万円、レンタカー代金が14万7,000円、レッカー車

代金が2万8,000円で合計金額が115万5,000円でした。これに対する市の過失割合が90%ということで、それに対する103万9,500円を賠償するものでございます。

衝突した相手方の東和電材株式会社の社員には、衝突箇所が車両左側前方であったために、幸いけが等もありませんでしたが、御迷惑をおかけし大変申し訳なく思っております。

今期については、1月下旬から降雪が続きまして、連日のように除雪作業を行っておったわけですが、特に道路上での作業には細心の注意を払い作業に当たる必要がありました。今後はこのような事故が発生しないよう、作業時の注意喚起、安全確認の徹底を図ってまいりたいと思っております。

なお、損害賠償金については、保険会社から全額補てんされることとなります。

また、補正予算については、先ほど市長からも説明あったとおり、当損害賠償に係る補正ですので、特に説明はございません。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これで議案第49号及び第50号についての説明を終わります。

次に、議案第49号についての質疑を行います。質疑ありませんか。11番竹内睦夫議員。

●11番（竹内睦夫君） 単純な質問ですけども、お伺いいたします。

事故そのものは今、詳細分かりました。ただ、この種の事故は毎年恒常的に発生しておりますし、また、部長等も二度とこういう事故が起きないようにというふうなことは毎年述べておられるわけですが、今の説明で事故そのものは分かりましたけれども、いわゆる今後起きないようにというふうなことにかんがみまして質問するんですが、今回その事故の発生の瞬間の状況がつまびらかにしてできたら分かる範囲でお知らせ願いたい。具体的に言えば、除雪車がたん停止したのか、バックする際に誘導員がきちんとついてそれを誘導しておったのか、そういったもろもろのことについてひとつ詳細なことをお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） 答弁、建設課長。

●建設課長（佐藤正君） それでは私のほうからお答えします。

一つは、誘導員につきましては、ついておりませんでした。

それから、その詳細でありますけども、8トン級のドーザで、道路の隅のほうに寄せておりました。バックする際に、後方を確認しながらバックした——本人はしたって言うんですけども、実際はそのセンターラインをオーバーして、その車を、除雪ドーザを追い越そうとした車と衝突したということであります。排土板を上げたままということですので、排土板が割とあの御承知のとおり小回り効く関係もありまして、センターラインを排土板が越えたということで、排土板の隅と相手側の助手席のフロントガラスがぶつかったというような事故でありました。

これからの対応でありますけども、確かに昨年も同様の事故がありました。我々としては除雪講習会とか、あるいはいろんな除雪機械に関する講習会等にはできるだけ参加させまして、安全に運転するということによって心がけていますけれども、どうも我々も一生懸命注意は喚起はしているんですけども、なかなか徹底されていなかったという点は我々も反省するべきではないかと思っております。今後も引き続き、除雪講習会、あるいはその安全講習会等には、運転士さん方を積極的に参加させまして、今後このようなことのないように努めたいと思っております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） 11 番竹内睦夫議員。

●11 番（竹内睦夫君） 今、お聞きしたとおりであれすけども、そのことを何で最初から説明しなかったんですか。バックするときに誘導員をつけなければならない、これなんか初歩の初歩ですよ。しかも除雪車でしょう。ただのダンプトラックがバックするとわけが違う。そういう面でね、毎年自分たちの保険から下りればいいやというようなそういう安直な考えもなきにしもあらずじゃないんですか。講習に参加させる、それは当然ですけどもね、問題は、そこから先のことだと思うんですよ。職務として、その程度の規律を心得ているのか、上司がどの程度それを指示しているのか、全くなってない。そういうことで今後もまたこういうことが起きるようでは、これはね市長も責任問われますよ、そんないい加減な職務をやっているのであれば。危険だということは皆さん百も承知なんですから、そのところをね、きちっと今後対応するべくどういった形でというようなことを具体的にもし一つ二つあったらお知らせ願いたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 建設課長。

●建設課長（佐藤正君） 一つはその除雪時にですよ、一般道路を除雪する場合に、70 台のいわゆるその除雪ドーザ等が動いていまして、それがその都度その誘導員をつけてですね、その排雪——排雪は別ですけども、一般の道路をその除雪するというのは、今までやっていません。例えばその排雪等でですね、もう本当にもう住宅街であればまた別なんですけども、今回の場合、平沢小出 2 号線というのは、いわゆるその幹線道路であります。ですからその除雪中にですよ、いちいちそのバックするのに誘導員をその前後に二人もつけてですねやるということは、今まででも経験ありませんし、それは私はこれからもそういう考え方は持っていません。ただ、事故を起こしたことについては、大変その御迷惑をかけたことについては、我々も反省しています。ですから、今後の課題としては、いわゆるその運転士さんが、いかにしてその除雪、あるいはその安全にですね運転をしてもらえるかというのが一番大事だと思っています。ただ、誘導員につきましては、先ほど申し上げたとおり、確かにつけられればその事故そのものは防げたと思います。ただ、莫大なそのお金がかかるということもありますし、その辺はちょっと我々は今のところ検討はしておりません。ただ、何度も言うようですが、安全には安全を期しまして、今後除雪対応に当たりたいというふうに考えています。

●議長（佐藤文昭君） 11 番竹内睦夫議員。

●11 番（竹内睦夫君） 三度も立ちたくはないんですけども、今後もつける考えはありません。今回、つけていれば事故は防げた。何か言っていることがね、費用の面で 70 台の除雪車が動いているからつけられないというふうにも取られなくもない。これね、安全作業のそれこそ義務違反というのか、そういうきまりからいうと、それでいいのかなと、今までもつけていないので今後もつける計画はありません。いや、100%つけて完備しなさいということを言っているんじゃないんですよ。吹雪のときもありますし、交通量が余計なときも、時間帯によってはありますし、そういうところをどうするんですか、一切つけなくて、あと野放しにやると、やらせるということですか、部長これ答えてください。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設部長。

●産業建設部長（佐藤家一君） 先ほど課長が申しあげましたとおり、全線にわたってその作業中、一連のその作業中の途中でそれぞれその各重機にまた確認員、誘導員をつけるということは、事実上不可能であります。ある程度の速度でずっと走っていくドーザに対して前後をその誘導員が誘導するという事は、事実上不可能であります。ですから先ほど課長が言われましたように、住宅街での例えばその排雪作業、そういうものについては十分その事故防止のために作業員をつけるということは今後検討していきたいと思ひます。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。—— 暫時休憩します。

午前 10 時 16 分 休 憩

午前 10 時 16 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 再開します。

答弁、市長。

●市長（横山忠長君） 事故を起こしてしまったということはお詫びを申し上げたいと思ひます。

ただですね、今、竹内議員が言われるようなことが現実的にできるかどうかということも少し検討してほしいと思ひますよ。竹内さんも長年議員をやっている、除雪の関係もよく熟知されていると思ひますが、今までそういう形の中で助手をつけてね、後退する場合は確認してとかという形のもは今までやったことありません。経費的なものを言うわけではありませんけれども、そういう形でこれまでやってきました。やはりその作業をする方の安全を徹底させていく、これ以外に私はないと思ひます。限られた機械の中で、限られた時間の中で除雪するとなればですね、やっぱりね急ぐことも、これ事故を起こしてはならないんですけども、確認するために除雪車から下ろして、バックさせて、また前のほうに行って、こういう作業性の効率の悪い形は、なかなか難しいと思ひます。

【「やっています。やっているところは、やっていますよ。」と呼ぶ者あり】

●市長（横山忠長君） いや、難しいと私は思ひます。ですから、先ほど部長が話したように、排雪とかそういう場合は、当然それは安全確認のために助手をつけなければなりませんけれども、現実的にははっきり言って今の段階ではなかなか難しい課題ではないかなと思ひております。いずれにしても安全が第一でありますので、今後検討はしていきますけれども、すべてにつけていくということは現実的に困難だと私は思ひています。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 49 号についての質疑を終わります。

次に、議案第 50 号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議案第 50 号についての質疑を終わります。

議案の付託にお諮りします。議案第 49 号及び第 50 号については、会議規則第 37 条第 3 項の規定により委員会付託を省略し、本会議において決したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

- 議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。
ただいまから、一般会計予算特別委員会のため、しばらく休憩いたします。

午前 10 時 19 分 休 憩

.....

一般会計予算特別委員会会議録

出席委員（19名）

1 番	伊 東 温 子	2 番	鈴 木 敏 男
3 番	奥 山 収 三	4 番	佐々木 弘 志
5 番	竹 内 賢	6 番	伊 藤 知
7 番	宮 崎 信 一	8 番	飯 尾 明 芳
9 番	佐々木 正 明	10 番	小 川 正 文
11 番	竹 内 睦 夫	12 番	村 上 次 郎
13 番	市 川 雄 次	14 番	菊 地 衛
15 番	池 田 甚 一	16 番	加 藤 照 美
17 番	池 田 好 隆	18 番	佐 藤 元
19 番	齋 藤 修 市		

欠席委員（0名）

.....

議会議務局職員

議 会 事 務 局 長	金 子 勇 一 郎	班 長 兼 副 主 幹	佐 藤 正 之
副 主 幹	佐々木 孝 人		

.....

説 明 員

市 長	横 山 忠 長	副 市 長	須 田 正 彦
教 育 長	渡 辺 徹	総 務 部 長	森 鉄 也
市 民 福 祉 部 長	細 矢 宗 良	産 業 建 設 部 長	佐 藤 家 一
教 育 次 長	佐 藤 知 公	ガ ス 水 道 局 長	佐 藤 俊 文
消 防 長	阿 曾 時 秀	会 計 管 理 者	須 藤 金 悦
総 務 部 総 務 課 長	阿 部 均	企 画 情 報 課 長	齋 藤 均
財 政 課 長	佐 藤 正 春	税 務 課 長	齋 藤 利 秀
市 民 課 長	佐 藤 克 之	生 活 環 境 課 長	須 藤 正 彦
子 育 て 長 寿 支 援 課 長	齋 藤 美 枝 子	商 工 課 長	佐々木 敏 春

建設課長	佐藤	正	教育委員会総務課長	齊藤	義行
社会教育課長	齋藤	栄八	ガス水道局管理課長	森	孝行
消防本部消防次長	柳橋	稔			

.....

午前10時19分 開 議

●一般会計予算特別委員長(池田好隆君) ただいま出席している委員は19名であります。したがって、にかほ市議会委員会条例第16条で規定する定足数に達しています。

ただいまから一般会計予算特別委員会を開会いたします。

各小委員会の審査の報告を求めます。

最初に、総務小委員長の報告を求めます。6番伊藤知総務小委員長。

【総務小委員長(6番伊藤知君)登壇】

●総務小委員長(伊藤知君) おはようございます。去る3月7日、当一般会計予算総務小委員会に付託になりました議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)、議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算、両議案中、総務部、消防本部、会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関する事項の審査が終わりましたので報告いたします。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算(第8号)は、賛成全員により可決と決しております。

議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算は、賛成全員により可決と決しております。

審査の内容の主なものを報告いたします。

議案第31号中、総務課関係では、9款1項5目13節の津波避難地図改定業務委託料の関係で、津波避難地図は3月中に完成し、今年度中に配布されるのかという考えでよいのかの質疑に対し、現在データ更新は完了し、印刷作業に入っており、印刷も今年度中に完了はします。配布等については4月に入ってからと考えており、配布に当たっては、ただ配布するだけではなく市民の皆様へ伝える形で配布方法を今後考えていきたいとの答弁をいただいております。

また、今回の津波避難地図について、前回配布しているものに標高を詳しく標示し、さらに浸水区域10メートル未満の区域、10メートル以上16メートル未満の区域を3色で色分けしており、どの場所がどのくらいの標高があるか、市民の皆様から分かっていただくような内容としており、これらのほか避難ビル他、学校ごとについては2階に上がった場合の標高も表示しているとのことです。21ヵ所の避難場所については、それらは表示されないのかに関して、21ヵ所の避難場所についても避難場所として表示しており、11月にワークショップを行った際に自主防災会長や自治会会長からいろいろ避難場所等を伺っており、それらを網羅した内容となっているとの答弁がありました。

企画情報課関係では、歳入の17款1項1目ふるさと納税における納税金額と件数を維持している秘訣に関する質疑があり、今年度の3月9日現在で82件、288万8,000円の納税があり、周知の一

つとしてふるさと会の会員すべての方々にはふるさと納税の依頼通知を送っておりますが、ただお願いするだけでなく、ふるさとを自慢できるような、心がほっとするようなふるさとの写真や3地域の行事等を名刺サイズに印刷したものなどを同封し、また、寄附をいただいた方々には市長からのお礼状に加えて、一人一人に季節や市の状況を記載した文面を加えた通知を送っており、こういうことから本市のふるさと納税者についてはリピーターが多いのも特徴との答弁をいただいております。

財政課関係では、土地売り払い583万4,000円の売り上げがあるが、面積的には約2,000平方メートル、12件の売り払いの物件については、市のほうで告知し、売り払いになったのか、それとも個人の求めに応じて売り払いになったのかに関し、売り払いのほとんどが隣接地や法定外で使用している状況で、法定外については管理課のほうで購入するように話をしており、隣接地については個人あるいは法人から必要ということで依頼されたもので、法定外依頼についてはこちらの進めたものではないとのこと、利用財産など売却できる財産については、財政難であるので積極的に売却していきたいと考えており、なるべく公募において公告しながら、最低入札、最低価格などを決め売り払いをしていきたいという考えであるとの答弁をいただいております。

税務課関係では、たばこ税について合併前と現在の税収の差はどのくらいあるのかの質疑に対し、平成19年度から年々10%ずつ落ちてはいるが、一昨年、税制改正があり、たばこの税率が上がっているため、補正予算を計上しており、金額については12月時点で1,000万円予算を上回っているため、これまでの傾向からの見込みで4,000万円を計上したとの答弁でした。

会計課、議会事務局、選挙管理委員会、監査委員に関しては、特に報告事項はありません。

消防本部関係では、緊急消防援助隊の活動について、にかほ市からは何名援助隊に参加したのかに関し、緊急消防援助隊については実質22名の計算となっており、17日分の期間においてそれぞれの時間外手当、出張旅費、燃料費等の計算がされているとの答弁でありました。

救急救命士の気管挿管病院実習について実施されなかった理由は、に関し、毎年、気管挿管の病院実習について申請をしているところだが、指導する病院の先生方の負担が大きい実習であるために進まないのが現状であるとのことでした。

今審査に関して、初めて各サービスセンターの審査を行いましたので報告いたします。

各サービスセンターから説明がありましたが、施設管理はセンター、宣伝・運営・使用料等は担当課となっており、予算書では判断できない状況であり、当委員会として管理するには一括して一元化するものだというので今後の体制づくりを行っていただきたいと提言をしております。

次に、議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算の審査の主な内容を報告いたします。

総務課関係では、竹内賢委員から委員会質疑通告がありましたので先に報告を申し上げます。

行政運営推進委員の行政評価、外部評価委員報償費12万円についてでありました。評価するに当たって外部評価委員が当該職員との聞き取りだけでなく、適正な評価をするためには、現場の調査や市民からの聞き取りが必要と考えますが、この点について確保するためには報償費が十分か検討すると考えますがいかがですか、という質疑でございました。

当局からは、平成23年度から本格実施しているということで、今現在進行中であり、現場の調査

や市民からの聞き取りなどについては、これまでは実施しておりません。これについては事務局サイドとしても、今後よりよい評価をするためには必要であると考えており、平成24年度の報償費については、これらで対応したいと考えておりますが、不足が生じた場合、補正等で対応するということを検討していきたいという答弁をいただいております。

9款1項5目13節避難場所・避難路整備調査業務委託料に関して、用地買収等の可能性があるのかの質疑に関し、これまで用地等については買収せず地域の方々から協力いただいております。今後協力いただけないような事態が発生した場合は、現場に応じて考えていかなければならないと思っております。原則用地については協力していただく方向で進めていきたいという考えであると答弁をいただいております。

なお、当小委員会では、避難路整備にかかわる現場視察を行って審査したものでございます。

企画情報課関係では、歳出の2款1項10目7節臨時雇用賃金については、本市にいる被災者の方々が対象になるのかに関して、対象になるのは、一つ目、東日本大震災の災害救助法適用区域内の事業所を離職した者、二つ目、東日本大震災の災害救助法適用区域内に居住していた求職者、三つ目、平成23年3月11日以降の離職者、なお、3月11日以降の離職者については、災害救助法適用区域内に居住していた方に限らないとの答弁がありました。

歳入20款5項6目の風力発電周辺整備管理協力金として、仁賀保高原風力発電株式会社、株式会社ユーラスエナジー西目から歳入で見込んでいるとのことだが、大須郷の風車、間もなく完成する芹田地区や飛地区の風車については、協力金をいただかないのか。また、管理とは下刈りなどを示すのかに関し、下刈りだけには限らず住宅関連地域でない道路に対しての除雪に対するものが主に考えられ、大須郷地区、芹田地区、飛地区については発生しないと思われるとのことであります。

財政関係では、財政課で貸し付けをしている建物・土地があり、個人的に住居として貸し得るものは1件だけですが、この評価額、売り払いするときの考え方を個人的に住んでいるもので生活するために借りているものであれば、そのあたりの評価の仕方を考えるべきではないかとの意見に対し、評価額に基づいて算定してお話したところ、金額が高いということで一時断念したとのこと。公営住宅を抜きにして個人で住んでいる建物については、今後検討をさせていただきたいとの答弁でした。

基金について、象潟観光振興施設整備基金や温泉保養センターはまなす施設整備基金というのは、用途は違いますが財政課のほうでは基金を積み増していく方向がよくて行っているのかに関して、その他の特定目的基金は、整理統合をしていきたいと考えている。象潟観光振興施設整備基金と温泉保養センターはまなす施設整備基金は、いずれも現在では同一の株式会社になっておるので、一本にしていいのではないかと考えている。金浦中学校施設整備基金については、平成24年度にグラウンドや備品、さまざま整備をして目的を達成しているので廃止する方向で考えている。また、勢至公園環境整備基金は、平成24年度で金浦地区のまちづくり交付金事業が終了しますので、実質基金が残っている状態で平成24年度中には特定目的基金の整理統合の方針を固めたいと考えている。未来創造基金と統合予定の観光振興施設、あるいは温泉保養センターはまなす施設整備基金は、にかほ市観光開発の基金として一本になるか、あるいは白瀬南極探検隊施設整備基金と山崎科学教育

振興基金、これらについては当面一本でそれぞれでいきたい。教育サポート基金については、残額が少なくなっているので平成 24 年度中に廃止する予定とのこと。今後、財政課として市長等との協議をしてみたい考えであるとの答弁がありました。

税務課関係では、税務課の差し押さえ車両運搬等にかかわる費用について、差し押さえ物件は車両以外にどのようなものがあるかに関し、これまでの実績で車両以外には絵画、レコード、ビデオ、装飾品などがあり、差し押さえ物件は高額なものを主に押さえるのではなく、高額なものでも差し押さえしているとのこと。滞納金に準ずるようなものを差し押さえるという考えはないのかには、少額でも滞納金に充てられるものを差し押さえるという考えとのこと。滞納整理機構へ負担金 5 万円支払っておりますが、滞納整理機構はどのようなシステムになっているのかに関し、組織としては県職員 4 名、10 市の職員が 1 名ずつ計 14 名で組織されており、にかほ市では 100 件近くの滞納者を引き続き滞納整理をしていただいているとの答弁をいただいております。

会計課関係では、配当金は 3 月補正に対して確定してからという説明があり、その趣旨はの質疑に対し、例年四、五万円程度であったが、今回はきちっとした予算を組みたいということで 3 月のはっきりした時点で計上するという方針にしたものだという答弁をいただいております。

選挙管理委員会、監査委員会関係では、監査委員の報酬について県内他市町村と比較して適切な額となっているのか、に関し、潟上市、仙北市など類似団体に比較しても同程度の報酬額となっており、前回報酬額を改定したときに同一団体の報酬額を参考にしながら改定したことから、金額的には似通ったものになっているとの答弁をいただいております。

消防本部関係では、消防職員の活動服の更新についてはどのようにしているかの質疑に、活動服の更新については基本的に 2 年に 1 着の予定をしているという答弁がありました。

消防団協力事業所表示制度報奨費について、新年度で 20 社を予定しているということだが、各事業所の反応は、対応はどのような状況なのかの質疑に対し、まだ各事業所に周知はしていないが、消防団員が 3 名以上入団している事業所をリストアップしたところ 20 社あり、その各事業所にはこれから消防団協力事業所表示制度について周知し、受諾があれば消防団長の推薦として認定して行うこととしているということでありました。

前の議案でもお話したとおり、各種サービスセンターに関係しての審査もしております。前議案と同じような審査状況にあり、当委員会から施設の管理状況を審査するに当たって、一つの委員会で各施設の総合的な審査をしないと全体像が見えてこないのではないかという欠点が今の体制にはある。議会としては施設全体について審査する委員会がないとサービスセンターの役割が見えてこないので、効果的に審査できるような方法を議会対策として検討するよう要望しております。

以上、報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、総務小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。12 番村上議員。

●12 番（村上次郎君） 議案第 40 号に絡んで税の滞納についての報告もあって、その組織、人数等分かりましたし、にかほ市の場合 100 件ほどということも触れました。そこで、滞納整理機構による差し押さえ等が分野別と言えいいですか、例えば市税、あるいは国保など分野別による差し

押さえ件数とか金額とか、そういうものについても審査されておりましたらお知らせ願いたいと思います。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 総務小委員長。

●総務小委員長（伊藤知君） 当委員会では、その税を区分しての審査はしておりませんので、答弁はできません。以上です。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで総務小委員長に対する質疑を終わります。

次に、教育民生小委員長の報告を求めます。10番小川正文教育民生小委員長。

【教育民生小委員長（10番小川正文君）登壇】

●教育民生小委員長（小川正文君） おはようございます。当委員会に付託になっておりました議案の審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）中、市民福祉部、教育委員会に関する事項、全員の賛成により可決されております。

議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算中、市民福祉部、教育委員会に関する事項、賛成多数により可決をされております。

議案第31号から審査の内容について申し上げます。

3款2項1目20節子ども手当、委員からは法改正についての質疑がありました。9月まではつなぎ法、10月からは特別措置法に変わっています。制度が変わったための減額でございます。また、未申請者の人はいないかとの質疑がありました。今年度いっぱいまで申請しなければ、これまでの分をもらえない。現在、市内には40世帯ほどおります。これまで2回ほど案内を出しています。3回目は通知だけでなく電話もということを考えていますと伺っております。

4款1項2目11節消耗品費、フッ化物の洗口状況について質疑がございました。現在の状況でありますけれども、小学校では市内全校、中学校では現在、金浦中学校、象潟中学校で2月にPTAで説明会を行っております。仁賀保中学校につきましては2月に行く予定でありましたけれども、インフルエンザのために延期をしております。学校により実施時間はさまざま、登校時、下校時、多いのは昼休み後の読書の時間前に実施する学校が5校と多いようであります。学校側に聞いた実態は、同じように水うがいを実施しているため、実施しない子にとって抵抗はないようであります。また、タイムキーパーなど別の仕事をお願いしていると。本来、読書の時間であるため、実施しない子は読書をし、他の子はフッ化物洗口終了後に読書に切り替えている。学校でも希望しない児童に精神的負担を感じさせないように、職員の共通認識のもと配慮してくれているようであります。

洗浄液についても質疑がありました。学校でのフッ化物洗口溶液は歯科医の指示に基づき各保健センターで保健師が二人で作業をして学校毎にボトルをつくっております。一つの大きなタンクに維持された薬包を溶かします。また、薬剤を使用する際には学校毎に薬剤管理簿に記入して薬包の数を確認しておりますので、濃い・薄い状況はないようであります。

保護者の反応、児童の反応については、学校毎に保護者向けの説明会を実施しているため、よく理解してもらっている。保護者からの要望については、特に把握しておりません。児童については、毎日の歯磨きと同じように違和感なく取り組んでいる。事業を理解し、練習を重ねてからの実施だったために積極的に実施をしている。体調を見ながら実施しているため、特に問題はない。混乱や具合が悪いという児童もなく実施されていると伺っております。

10款1項3目25節奨学金貸付基金積立金、これは当初、奨学生を30人見込んでいたものでありますけれども、22人の申し込みしかなかったための減額であります。また、一時金・入学金については20名を見込んでいたものでありますけれども、8名の申し込みよりなかったためであります。委員からは、年度途中の対応の検討についての質疑がありました。募集人員に達しない状況であれば、年内でも追加の公募ができるような要綱を変更することによって対応できるのではないかとの答弁を伺っております。

10款4項1目7節・9節、賃金・旅費については、平成22年度第二次行政改革が始まり、平成23年度から公民館の再編計画があり、中央公民館制度に移行する計画がありました。そのために臨時雇用賃金4人分と普通旅費分を計上していただいておりますけれども、平成23年度は平成22年と同じ体制できましたので、その分を減額するものでございます。いずれ中央公民館制度については、段階的に進めていくと伺っております。

10款4項4目13節象潟公民館改修工事委託料、当初の計画では基本設計、設計管理委託料、実施計画を予算計上しておりましたけれども、その後、建築当初の新築の図面、増築の図面、積算設計資料が出てきたために基本設計、委託管理料が不要になったための減額であります。

10款4項11目14節国史跡鳥海山保存管理計画策定委員会負担金、この内容について質疑がございました。平成22年度に国の史跡に鳥海山が指定されました。それに伴い、平成22年度・平成23年度にわたり、国・県の補助を受けて由利本荘市と連携して、鳥海山に係る史跡、自然、歴史、伝承芸能等について委員会を立ち上げて調査をしてきたものであります。この3月に計画を策定する予定であります。

次に、議案第40号についての審査内容について申し上げます。

2款7項1目7節臨時雇用賃金について行政報告にもありましたけれども、平成24年度から県の財政支援を受けて消費生活相談員を置く予算であります。消費生活指導員、消費生活アドバイザー、消費生活コンサルタント、いずれの資格を持ち、市内に在住している人を募集しています。ただ、こういう資格を持っている人がいない場合には、資格がなくても意欲のある人を採用していきたいと説明を受けております。

3款1項7目13節と15節関係でありますけれども、工事の内容についての質疑がございました。飛のなぎさ荘工事設計管理、耐震補強工事、自治会の要望ということで外壁塗装工事、サッシ取付工事、合わせて626万円を計上されております。さくら荘、これも工事設計管理、耐震工事、自治会の要望、台所の改修等、合わせて659万円、赤石館工事設計管理、耐震工事、自治会の要望、瓦の張り替え、手すり工事などありますけれども、合わせて551万円計上されております。それから、ぐみの木会館、自治会の要望として畳替え、クロス替えなど80万9,000円が計上されております。

す。土地については、すべて市の所有となっております。今回の工事につきましては、譲渡後に工事を行う予定であります。耐震につきましては、なぎさ荘が0.64、さくら荘が0.55、赤石館が0.64、これはI S値でございます。いずれも1以上になる設計となっております。

3款2項1目19節病児・病後児保育促進事業補助金、この事業は県の助成を受けて体調不良児対応型ということで、児童が熱を出したりして体調不良になったために保護者が迎えに来るまでの間に安全・安心な体制を確保するためのものであります。条件としては看護師1人、安静が確保できる場所があるかが挙げられております。今年度は仁賀保地区のにかほ保育園、つぼみ保育園、象潟地区白百合保育園が要件を満たしているということで事業実施します。また、金浦地区では勢至保育園でもその後、事業を行いたいということで、広報を通じて看護師を募集したところ、応募があり、4月から事業を行う予定です。関係の予算については、6月の補正で行う予定であると伺っております。委員からは、この事業を行うところの園児が対象ということで、他の保育園と不公平感が出てくるのではないかという質疑がありました。当局では、市内10カ所の保育園があり、金浦地区の勢至保育園と合わせると4カ所で事業を行う予定です。残りの保育園についても環境を整備して対応できる体制を働きかけていきたいと伺っております。

3款3項2目20節扶助費についての質疑がございました。前年度当初3.2%の増で計上されておりますけれども、今後の動向についてであります。TDKの動向、協力会社の雇用の問題もあり、また、緊急雇用等の事業の縮小等の問題もあり、不透明である。これからの動向を見ながら対応していくと。また、一度生活保護を受けた人は病気や高齢化、雇用の縮小等で、なかなか生活保護から抜け出せないというのが現実のようであると伺っております。

3款3項1目18節、村上委員から質疑通知がありました。生活保護基準改正システムの内容について、厳しくなっていくのかということでありまして、平成24年度の生活保護基準は現在の経済・雇用状況を踏まえて、据え置くことと伺っております。

4款1項3目13節各種検診委託料の中の間人ドック、子宮頸がんについての質疑がありました。いずれも検診の普及・啓発を含めて生涯にわたり健康づくりを目指すものであります。人間ドックについては、40歳から65歳までの5歳刻みで1万円の補助を行い、対象者は2,276人のようであります。今回は200人分の予算を計上しております。子宮頸がん検診につきましては、細胞診のみの検査を行ってきましたが、それにHPV検査を県内で初めて加えるものであります。そのHPV検査では、早期にハイリスクの把握ができると伺っております。また、検診も今までは2年に1回の検診でしたが、HPVは3年に1回の検診となるようであります。受診者は年代では20歳から40歳を対象にするということとあります。

歳入でもありますけれども、歳出の4款2項2目13節生活環境影響調査業務委託料について、委員から、この内容についての質疑がありました。環境庁の指針に基づいて新焼却施設の稼働による生活環境等に及ぼす影響について事前調査、予測及び分析評価を行うことを目的とするものでございます。実施場所としては、にかほ市金浦字轄町地内及びその周辺、面積としては2万7,000平方メートル、市有地は1万9,300平方メートル、民有地は田と原野を合わせまして7,700平方メートルであります。調査項目につきましては、風向き、風力等をかんがみながら大気汚染調査、地上気

象調査、騒音・振動調査、悪臭調査、地積調査、これらの調査を行うための予算であります。それから、業者選定方法につきましては、簡易指名型プロポーザル方式による選定という予定であります。この方式は技術的に高度または個性を重視される業務を発注するに当たり、業務にかかわる実施体制、実施方法、プロジェクトに対する提案等に関する企画提案書の提出を受け、必要なヒアリング等を実施し、その企画書の評価を行い、当該業務に最も適したコンサルタントを選定する方法であると伺っております。

次に、4款1項5目15節スマイルの改修工事について当委員会に村上委員から質疑書が出ております。今回の工事の内容は、スマイルの風呂の関係でサウナの改修、シャワーの改修、それからコンベンションホールのバトン昇降機の改修と伺っております。スマイルの出入り口については、今回入っておりません。風除室の出入り口につきましては、その脇のところにインターホンがありますので、それが鳴りますと中にいる職員が随時対応しているということを伺っております。

10款1項3目19節の中のキャリア教育補助金について質疑がありました。キャリア教育のねらいは、子供たちの将来の自立であります。そのための手段として職場の体験などを行っております。そのための保険、通勤費であります。市内に限らず由利本荘市も含めて、コンビニ、病院、大型スーパーなどで行われております。子供の希望を取って振り分けております。予算措置以外でも修学旅行での職場体験もあります。対象としましては、市内の中学校3校の2年生を対象にしております。市内での事業所は58カ所と伺っております。

10款1項5目の教育研究所費につきましては、研究所の独自性、技術性を図るということで、新しい目を設けております。その中で委員からは、不登校についての質疑がございました。現在は数名の生徒が不登校のようであります。対応としましては、出さない対応、二日休めば迎えに行く、不登校生徒については家庭訪問をする。また、授業に出て生徒の動向を見るというような対応をし、早目に対応、足場づくりを心がけていると伺っております。

10款2項1目15節施設整備工事、その内容についての質疑がありました。本会議でも説明がありましたけれども、象潟小学校のプール改修工事ということで、防水シートを施工すること、それから上浜小学校のフェンス工事が挙げられております。また、平沢小学校にありますプラネタリウムの整備も挙げられております。これは平沢小学校にあるものが壊れたために、現在、本荘市に使用していないプラネタリウムがあり、それを譲り受けるものであります。今まで使用してきた平沢小学校にあるものと同じであると伺っております。5月に入ってから使用できるようにしたい。また、市内には施設は平沢小学校しかなく、市全体での使用を考えていると伺っております。

10款4項1目8節放課後子ども教室運営委員会報償費については、放課後子ども教室、学童クラブについては、共通する事業内容が多くあり、連動できるものであればできるように運営委員会を立ち上げて今後検討していきたいと伺っております。

10款4項2目・4目、象潟公民館・仁賀公民館について質疑がございました。今回、象潟公民館耐震補強工事改修事業に設計料、警備機材脱着工事を含めて予算が計上されております。また、象潟公民館図書室の備品購入費も計上されております。図書館については、現在75平方メートルの面積でありますけれども、改修後は210平方メートルになり、およそ2.8倍になると伺っております。

また、備品購入費は本だな、机、いす等々を考えていると伺っております。

仁賀保公民館につきましては、耐震工事、改修工事及び工事管理委託料が計上されております。委員からは、休業期間についての質疑がありました。それぞれ4ヵ月を工事期間と見ており、事前に市民や関係団体、関係組織に周知すると伺っております。

また、象潟地区においては構造改善センター、仁賀保地区においてはスマイル、青少年ホームで代替えを行いながら混乱を招かないようにしていきたいと説明を受けております。期間につきましては、7・8・9・10月の4ヵ月を考えていると伺っております。また、耐震につきましては、I S値を0.75以上にするものであります。これは震度6以上でも倒壊しない値と伺っております。

10款5項5目・6目の給食センター費関係では、給食に対する放射能対策についての質疑がありました。にかほ市には、現在、測定する機械がないのですが、県で6台あるそうであります。由利地域振興局でもできるということですので、4月からは給食施設が6施設あるのですが、それぞれの施設から1検体を持っていき検査をすると伺っております。

10款4項11目の文化財保護課関係の金峰神社を含めた伝承芸能についてでありますけれども、本年度は3年前から金峰神社で行われている伝承芸能の環境整備を行うということで、隣地の土地の買収を含めて整備工事を行う予定であります、というふうに説明を受けております。

以上で報告を終わります。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、教育民生小委員長に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで教育民生小委員長に対する質疑を終わります。

次に、産業建設小委員長の報告を求めます。5番竹内賢産業建設小委員長。

【産業建設小委員長（5番竹内賢君）登壇】

●産業建設小委員長（竹内賢君） 当小委員会に付託されました議案の審査が終わりましたので、報告いたします。

当委員会に付託されました議案は、議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についての産業建設部、農業委員会に関する事項について、全員の賛成で可決であります。

議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算について、同じく産業建設部、農業委員会に関する事項について、多数の賛成で可決であります。

委員会審査を行う前に予算審議に係るまちづくり交付金事業の竹嶋潟周辺整備事業、それから道路橋りょう新設改良事業の前川象潟2号線外の路線、それから公有財産購入の予定地の象潟漁港付近を現場調査を行いました。

それでは、主な審議内容について報告いたします。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

農林水産課関係についてですが、漁業就業者受入支援助成金についてですが、当初予算では1,000円の存置になっておりましたが、その後1名の就業者が判明し、そして調査をしたところ、もう2

名がおりましたので、1人20万円の支援をするための補正予算ということです。委員からも、せっかくの支援助成金なので、しっかりとした調査をすべきだという意見等も出されております。当局からは、助成交付金要綱も定めていると。今後は使い勝手のよいものにするように周知をしていくということでありました。

建設課関係についてですが、都市計画総務費の室沢地区水路系統調査業務委託費19万5,000円の減額についてですが、すずらん通りの山側に排水路を一本新設して大沢川に流すことを考えているようです。総工費約2億円かかる見込みと。交付金等の関係もあり、確定はできませんが、平成25年度から事業化を図りたいという当局の考えのようでした。

武道島地区の雨水排水設備についてですが、当初予算は2,600万円計上したものです。その後、さらに専門知識を必要として補正で250万円の設計調査委託費を計上した事業であります。計画している道路には防火水槽、下水道、ガス・水道管が込み入って埋設しているため、ポンプを入れるマンホールの施工が困難ということで、再度路線計画のし直しをした関係で発注がおくれているということです。施工期間が不足のため、繰越明許になる事業であります。

商工課関係についてですが、震災関係の利子補給金と中小企業振興資金利子補給金——俗にマル二と言われますが——についての利用状況はどうなっているのかということの質問に対しては、9月11日までの集計で製造業が42件の6億7,020万円、建設業が24件の2億7,900万円、卸売業が8件の8,850万円、小売業が26件の2億3,600万円、サービス業が24件の2億6,750万円、その他4件の3,700万円、合わせまして15億7,820万円が商工会であっせんした件数と金額になっております。

それから、TDKの工場閉鎖の集中にかかわった影響調査がやられておりますが、これは市長の報告等、あるいは全員協議会等でも話に出ていますが、これについて担当委員会として聞いております。TDKグループ内での国内1,000人の人員削減は、退職後の不補充によって対応するということが基本があるようです。しかし、構内外注を請け負ってきた栄田電器、板垣工業、京田工業など、ラインなどの一部を担ってきた企業が主に契約解除となっているということ。その中で、おおよそ市民380人程度と推察されるということでした。市では商工会とともにTDK関連の可能性が高い事業所を百数十社訪問し、できる限りの情報確認に努めてきたということです。商工課で把握している情報はここまでで、議会でも報告している内容ですが、TDKの仕事の依存度について調査した内容はどうなっているかということについては、100%依存の会社が13社、90%以上が6社、80%以上が3社、70%以上が3社、50%以下が51社、全然関係ないところが40%ということで、ただし100%であっても一人親方というかその会社もあるということでもあります。いろいろ会社等と話しを、状況調査をしたところ、実際ラインが稼働すれば必要になるとして雇用を維持し頑張っていくという状況を見ている会社、あるいは会社として体力があるので、他の分野の企業を真剣に考えている会社、あるいはリーマンショック以降、依存度を下げている会社も数社あるというお話でありました。それから、従業員からどういう声が届いているのでしょうかということに対しては、メールで1件、どこに相談すればいいのかというメール、それからハローワークでは数名相談にいらしているという話を聞いているということでありました。

それから、観光課関係についてですが、中嶋台の遊歩道整備について13万円の減額補正になっていますが、整備率や利便性について設計図などの資料で説明をしていただきたいという話がありました。当局からは、観光客からの情報等を持っている案内人協会の幹部や管理棟の管理者とやり取りをした上で決定している。全体の整備については平成25年度に完成するよう進めていくという内容であります。それから、観光客からの要望の強いところから整備を進めていく予定で、図面については後ほど委員会に提出をされるということで本日いただいています。

次に、議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算についてであります。

農林水産課関係について、ペレット堆肥の効果の検証はどのように行われているのかという質問に対しては、土づくりから高品質な米をつくる事業を農協で進めてきたものであり、よい土にはアズミンという重要な成分が生成される必要がある。堆肥に効果があると言われている。農協では独自に整粒歩合が75%、たんぱく質が6.5%以下などの規格を定め、ペレット堆肥の成分などの割合などを変えながら取り組みを拡大していくようであり、有益であり、マイナス点はないということであります。

次に、グリーンツーリズムの進捗状況についてどうなっているのか、あるいはブルーツーリズムもやってもいいのではないかという意見等も加えての質問については、現状、横岡集落に交流事業として港区の小学生が民泊し、その成果として農家民宿として4件が営業許可について保健所と調整中であるということ。一方、冬師地区については、農家の意識がまだ高まっていないので、モデル事例をにかほ市独自の考え方で、農家民宿にこだわらず旅館と農村資源が近いことが特色なので、市内旅館と連携を図る方策も検討していきたい。観光も大切ですが、農村資源の発掘、人材掘り起こしをブレずに行っていきたいという話でありました。

それから、水産振興費の公有財産購入費についてですが、予定している道路のカーブが急で危険でないか、工事を県で行うというのが市の負担割合はどうなるのかという質問に対しては、道路の線形については市と秋田県、漁協の象潟支所長、設計業者が協議を行っております。できるだけカーブをなくす方向で検討しており、県では平成25年度の事業化に向けて何らかの補助事業を使うことを検討しているということで、通常の漁港整備の負担は10%程度だということであります。

次に、建設課関係についてです。

除雪ステーションの場所選定の理由についてと、意見として除雪機は分散したほうがよいのではないかということに対して、当局からは、仁賀保方面からも山の田前川線につながり、象潟方面へも前川象潟線につながる予定の箇所、交通の利便性があり、現在のステーションは老朽化であり、住宅地にあり、早朝から深夜まで機械の騒音問題も出てきておったと。それらを解決できることから、一元化することになったと。除雪機は委託業者に貸しているもので、散らばっている。なお、ステーションに入れる車は、凍結防止剤の散布車の簡易積み込み設備を整えて、そのステーションに集合をさせる予定だと、そういうお話でした。

それから、前川象潟2号線について、現在の道路の利用状況について調査したのか、自動車道との関連を検討したのかということの質問に対しては、平成22年12月7日、朝7時から夜7時までの12時間、交通量調査をした。象潟方面から北部工業団地に入っていく車両が147台、北部工業団

地から象潟方面に出ていく車両が109台、象潟方面から前川方面に向かう車両が421台、前川方面から象潟方面に向かう車両が364台となっておるということであります。それから、高速道路との関連については、市道と絡めての計画はしておりませんという答弁であります。

次に、商工課関係についてですが、商工会に対しての補助金のあり方について、現在は運営補助金1,100万円、商品券補助金300万円、サービス店会30万円、商店街事業費30万円の助成が出されておりますが、これらを一本化することによって商工会としては自由というか、もっと自分たちで考えていくようなそういう使い方ができるのでないかという意見が出されました。それに対して、財政からは補助金の根拠を毎回求められている。根拠を求めていくと、事業によって根拠をつけて補助金を出していく流れになっており、一括しての対応には現在はない。今後は商工会と協議しますが、一括補助金であれば自由度は増すと思います。どういう形がいいのかは事務としては今の形が事業が見えてきやすい利点があります。商工会の自由度を考慮した場合はまとめたほうがいいのか、今後商工会と財政当局とも協議させていただきたいという答弁であります。

次に、産業振興委託料240万円については、市長の市政方針でも出されています。委員からは、タイミングとしては時宜を得た事業である。しかし、予算240万円は少額ではないか。この事業については、スピード感のある進め方を求めたいという意見が出されております。それに対して当局からは、目的、事業期間など企画書をつくってやっていくと。特に地場産業の活性化のために、地域の歴史や風土等、特性を活かしながら新たな用途開発や新規産業の誘致、アジアとの連携を含めた新規産業の創出、産学金連携による新たな仕組みの創造を目指す。新たな地場産業の活性化のためということで、対象は地域中小企業、その中小企業が地場の資源を活用して新たな産業を起こしていくための仕組みをにかほ市の地域の中につくっていくという大きな事業であります。その中に、例えば事業推進部門、あるいは実施部門、現在これに関心を深め7社ぐらいがやりたいという会社もあると。社長の皆さんも共同受注事業を通じて、いろいろな考え方が分かるようになったので話をしやすく雰囲気になっているという話もありました。

なお、TDKに対しても参画要請を出すという協議をしているということでもあります。

次に、観光課関係についてですが、観光アドバイザー業務委託料118万円の内容についてですが、月12回、週3回ほど、日当1万円の12ヵ月分、交通費3万円の12ヵ月分で、業務の中で特に受け入れ体制の強化を図ることや経営者の意識改革などについてアドバイスをいただいているというお話でありました。

さらに委員からは、観光アクションプランについての見直しが必要だという意見に対しては、見直しをかけていきたい。実効性のあるものにしていくという当局からの答弁をいただいております。

それから、鈴木敏男委員から議案第40号に関連して、セイタカアワダチソウの状況把握と対策についてということで産業建設委員会に質疑がありました。それについて、農地での植生状況については当局が現地確認したところ、通報された1ヵ所です。それから市内全域を網羅するなどの調査は、現在のところ行っておりませんが、今のところ農地への植生はまだ広範囲には及んではいないのではないかと見ているようです。

それから、次に対策についてですが、第一段階としては農地は個人所有のものであり、個人の責

任により良好な管理で機能保全を図るべきものです。行政としては拡大を未然に防ぐよう啓発活動を行うことが一つの方策と考えているということです。しかしながら、農業者の高齢化や不在地主の問題などで個人での適切な管理が困難な場合は、第二段階として農地・水保全管理支払共同活動支援交付金事業などの既存の事業を活用して、地域の共同活動で対応していただけるよう働きかけをしていきたいと。これらをして何ともならない場合には、公益性を大きく損なわれる恐れがある場合は、第三段階として農地・水保全管理支払共同活動支援交付金事業に類似する市の単独施策の創設などにより、共同活動を取り組みやすくするなど、その状況にあわせて必要な施策を講じたいということであります。

それから、最後であります、平成24年度にかほ市一般会計予算について、一般会計予算特別産業建設小委員会としての審査の結果で、議案第40号について付帯意見をつけておりますので、皆さんにお渡ししていると思っておりますので——一読していただきたいと思っております。この内容については、前川象潟2号線の建設についていろいろ調査をした結果、あるいは委員のいろいろな話の中から、地域住民の意見を、あるいは文化財保護委員会との意見書も出されていると。それから日沿道の金浦象潟間も着々と進められていると。そういうことも勘案して、市民の意見、地域住民の意見等も十分配慮した上で予算執行に慎重を期されたいという意見を付しての可決でありますので、報告いたします。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 報告が終わりましたので、産業建設小委員長に対する質疑を許します。3番奥山収三議員。

●3番（奥山収三君） ただいまの報告によりますと、この付帯意見、議案第40号の前川象潟2号線に関してですが、その前にちょっと風邪ひいていますので大変申し訳ございません、マスクしたままで勘弁してください。

この文書によりますと、文化財保護審議委員会からと、意見書ということを書いています、これは文化財保護審議委員会からだけだったのでしょか。というのは、一般的に考えますと、幹線道路をつくる場合には、計画する場合には、各関連する分野、例えば今回は農林水産、もしくは商工観光、それから文化財保護、そういう各関係者が何人かずつ集まった、要するにプロジェクトチームをつくって計画するのが本筋だと思うんですが、そういうことに対する意見は出なかったんでしょか。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 答弁、小委員長。

●産業建設小委員長（竹内賢君） この道路をつくるに当たっては、教育委員会から文化財保護審議会に対して諮問をして、そして意見書を文化財保護委員会が教育委員会に出しております。教育委員会は、それらのことを何というか——その意見書をもとにして教育委員会を数回開いております。そして教育委員会としては、教育委員会としての意見書を出しております。あと今、奥山委員から言われたような、例えば各分野からのいろいろなこう——例えば集まって検討委員会とかそういうものについては、そこまでは委員会としては審議をしておりません。やったかやらないかは分かりません。

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 質疑なしと認めます。これで産業建設小委員長に対する質疑を終わります。

これから議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。おりませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 31 号に対する討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第 31 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立全員です。したがって、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 討論なしと認めます。これで議案第 40 号に対する討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算についての各小委員長の報告は、いずれも可決です。議案第 40 号は各小委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算については、各小委員長の報告のとおり可決されました。

これで一般会計予算特別委員会に付託されました案件の審査は全部終了しました。

これで一般会計予算特別委員会を閉会します。

午前 11 時 37 分 閉 会

本会議録は、その正確なるを証明するため署名する。

平成 年 月 日

一般会計予算特別委員会
委員長

午前 11 時 50 分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
昼食のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 50 分 休 憩

午後 1 時 00 分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 4、議案第 4 号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についてから日程第 48、議案第 48 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計予算についてまでの議案 45 件、日程第 49、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書から日程第 54、陳情第 6 号 T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求める陳情までの陳情 6 件、計 51 件を一括議題とします。

これから各常任委員長及び各特別委員長の審査の報告を求めます。

初めに、総務常任委員長の報告を求めます。6 番伊藤知総務常任委員長。

【総務常任委員長（6 番伊藤知君）「休憩願います。」と呼ぶ】

- 議長（佐藤文昭君） 暫時休憩します。

午後 1 時 01 分 休 憩

午後 1 時 01 分 再 開

- 議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。総務常任委員長。

【総務常任委員長（6 番伊藤知君）登壇】

●総務常任委員長（伊藤知君） それでは、去る 3 月 7 日、当総務常任委員会に付託になりました議案第 4 号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定について、議案第 5 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 6 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第 17 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについて、陳情第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情書及び継続審査である陳情第 11 号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書、陳情第 15 号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書についての審査が終了しましたので報告申し上げます。

議案第 4 号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員により可決と

決しました。

議案第 5 号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員により可決と決しました。

議案第 6 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、賛成全員により可決と決しました。

議案第 17 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについては、賛成全員により可決と決しました。

陳情第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情書について、賛成全員により採択と決しました。

陳情第 11 号「社会保障と税の一体改革による消費税増税は行わないこと」を国に求める陳情書、陳情第 15 号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書の両陳情は、継続審査としております。

審査の内容を報告申し上げます。

議案第 4 号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定については、情報公開の方法はどのような方法になるのかの質疑に対し、市で行っている情報開示と同様に情報開示を求める請求者が直接対象法人に申請書を提出し、その提出された申請書をもとに対象法人は開示が可能であるか、一部開示が可能であるか、あるいは非開示であるかを決定し、請求者に通知する方法となっているとのことです。

管理の業務にかかわる情報とは、どの範囲まで対象となるのかについては、基本的に市での開示範囲と同様に個人情報に関するもの、現在資料がないもの以外はすべて開示することとなると思われるとの答弁をいただいております。

議案第 5 号に関しては、にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、現在の A L T の人数と報酬月額に関する質疑があり、A L T の人数は計 3 名で報酬等の月額については、報酬基本額は 3 名とも 30 万円となっているが、これに住居手当、取得税、住民税の補てん分を加算した金額となっており、住居手当等の額は一人一人異なり、実支給額は 32 万 3,500 円、33 万 800 円、32 万 9,900 円となっているとの答弁がありました。

議案第 6 号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、県内各市町村長の首長等の給料減額措置状況と報酬等審議会の開催状況の資料提出を求め、審査いたしました。委員からは、再度提案理由の説明が求められ、平成 21 年度から特別職の給料を 10%減額しているが、TDK の関係も含め、さらに厳しい状況になっていることから、引き続き期間を 1 年間延長したいというものでありますとの提案説明がありました。

総務常任委員会として、報酬を上げるとき、または下げるときだけでなく、その年その年の情勢を見て報酬が妥当か妥当でないかを判断するために、特別職報酬等審議会を定期的開催することを要望いたしております。

議案第 17 号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについてに関して、飲料水供給施設に関して、現状では発電装置を使わなくとも自然に流水されることは確認済み

かについて、釜ヶ台地区においては本事業で整備された疎水機を使い供給し、非常時において停電や断水があった際に上坂地区にも給水できるように整備を行うもので、上坂地区においては通常、現在使っている配水池から自然流下で給水を行っているとの答弁をいただいております。

陳情第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情に関して、陳情趣旨に沿えば、この地域には大変大事なことであり、また、平成22年5月に安全・安心な国民生活実現のため防災・生活関連予算拡充と国土交通省の地方出先機関の存続を求める陳情書と陳情内容が似ていること、同陳情を採択した経過があり、採択と決しております。以上、報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番加藤照美議員。

●16番（加藤照美君） 議案第6号について質問いたします。今の報告で、報酬等審議会の話も出ましたけれども、他の自治体の状況等、あるいはその審議内容についてももう少し詳しく報告してもらいたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 総務常任委員長。

●総務常任委員長（伊藤知君） 最初に我々総務常任委員会で当局に求めた資料のほうから説明をしたいと思います。

皆さんも御承知のとおり秋田県内の首長の給料に関しては、湯沢市に次いでにかほ市のほうは下から2番目の報酬支給額となっている状況が分かっております。そして、能代市、大仙市、大館市、鹿角市では報酬等審議会を条例で年一度開催するという条例を定めており、定期的に年一回の報酬等審議会をしているという経過が表から見ることができました。なお、強いて言えば、その報酬等審議会を毎年行っている市に関しては、報酬が減額されていないと、減額措置されていないという傾向が見えるようでございます。

なぜこのようなものを求めたかという、毎年こういう形で特別な10%減額措置の条例が出てくるわけですが、本則でそろそろ下げるなら下げる、あるいは漸増なら漸増と言ったほうがいいのではないかという意見も委員会の中であったものですから、こういう審査をしたところでありました。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで総務常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。10番小川正文教育民生常任委員長。

【教育民生常任委員長（10番小川正文君）登壇】

●教育民生常任委員長（小川正文君） 当委員会に付託になっておりました議案の審査が終了しておりますので報告をいたします。

議案第7号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号にかほ市暴力団排除条例制定について、議案第9号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定に

ついて、議案第14号にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定について、議案第18号市有財産の無償譲渡について、議案第19号市有財産の無償譲渡について、議案第20号市有財産の無償譲渡について、議案第21号市有財産の無償譲渡について、議案第28号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについて、議案第32号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第3号）について、議案第33号平成23年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第3号）について、議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、議案第41号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算について、議案第42号平成24年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算について、議案第43号平成24年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第44号平成24年度にかほ市簡易水道特別会計予算について、いずれも全員の賛成により可決と決しております。

陳情第3号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書につきましては、賛成多数で採択に至っております。

陳情第4号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する陳情については、賛成多数で趣旨採択となっております。

陳情第5号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情につきましては、賛成多数で採択と決しております。

陳情第16号消費税によらない最低保障年金制度の創設を求める陳情、陳情第17号年金受給資格期間を10年に短縮することを求める陳情につきましては、審査の内容の中で申し上げます。

それでは、委員会に付託されました議案の審査の内容について申し上げます。

議案第7号につきましては、委員から用途廃止の目安についての質疑がございました。老人憩の家以外にも農村関係の施設があり、当初の建設目的が果たされた施設で自治会館のように使われているものと伺っております。また現在、他の施設と協議をしておりますが、協議の整った施設から無償譲渡を進めていき、条例から除いていくと伺っております。

議案第8号につきましては、この制定の目的であります第1条のとおりであります。基本理念につきましては第3条にあるとおりでございます。委員からは、第4条の責務についての質疑がありました。暴力団対策法の基本となる法律も読みましたけれども、ありとあらゆるものが関連しておりますので、具体的に事件が起きた場合には個々のケースの出た段階で対応していきたいと、また、支障があれば条例を見直していくと伺っております。

また、市として対応していかなければならない部分でありますけれども、公営住宅につきましては暴力団と密接な関係がある者は入居させないと規定されております。入札に関しては、暴力団関係に関するものは除外をする。それから、生活保護申請につきましては、原則的に保護を適用しない。公共施設の利用につきましては、暴力団に関係する者であれば使用させない取り組みをしていかなければならないと伺っております。

また、暴力団との密接な関係者はどのように判断するのかについては、市のほうではそれに関して情報は一切持っておりません。警察が情報を把握しているので、警察から情報をいただきながら

対処していく形を考えていると伺っております。

議案第9号につきましては、上坂簡易水道をなくし釜ヶ台簡易水道へ統合するものでございます。

議案第14号につきましては、提案理由にもあるとおり、外国語指導を行う外国語指導助手について非常勤特別職として報酬を支給するための本条例を廃止するものであります。委員から質疑があり、現在は3人、各中学校に一人ずつ籍を置いていると伺っております。

議案第18号につきましては、金浦老人の家さくら荘、面積は227.78平方メートル、昭和50年3月に建設されたものであります。譲渡する相手方は、6町内会の会長であります。

議案第19号につきましては、赤石老人の家赤石館、面積は122.28平方メートル、昭和52年8月に建設されております。譲渡する相手方は、赤石自治会の会長であります。

議案第20号につきましては、飛老人の憩の家なぎさ荘、面積が171.04平方メートル、昭和54年12月に建設されたものであります。譲渡する相手方は、飛自治会の会長であります。

議案第21号、洗釜老人憩の家ぐみの木会館につきましては、面積が165.21平方メートル、昭和59年11月に建設されたものであります。譲渡する相手方は、洗釜自治会の会長、砂山自治会の会長であります。

議案第28号につきましては、委員から今後の簡易水道の統合計画、財源についての質疑がありました。残っているのが上小国、釜ヶ台、関、中の沢、上浜、小砂川とあり、順次統合して平成28年まですべて終了して上水道にする計画であります。統合計画に係る財源につきましては、国庫補助が4分の1、それ以外は起債事業となると伺っております。

議案第32号につきましては、国保連合会誤算定の内容について、その影響についての質疑がありました。国保連合会共同事業の拠出金の誤算定は、算定基準となる基準拠出金対象額について交付実績に基づいて算定すべきところと拠出金データを用いて算定したことによる人為的な誤りであり、本市では1,114万円を多く払っていたようであります。その後、それぞれの拠出金、県・国の交付金については平成23年度ですべて精算されることになり、国保連合会による本市の誤算定の影響はないものと考えていると伺っております。

議案第33号につきましては、最終見込みによる診療報酬の増収が主なものでございます。

議案第34号につきましては、歳入では後期高齢者の保険医療費の増、歳出では連合会への医療納付金の増額が主なものでございます。

議案第35号につきましては、釜ヶ台簡易水道の事業の確定によるもので事業の委託料、工事請負費の減額は入札差額によるものであります。

議案第41号につきましては、委員から本年度は4,000万円基金から取り崩して予算を組んでいるが、その内容について質疑がありました。今までは繰越金が多く、その中で予算を組んできましたけれども、平成23年度の見通しでは繰越金が少なくなる見通しであります。基金を取り崩すものであります。原因としては、年々医療費等の増加が挙げられます。

議案第42号につきましては、診療報酬として本年度は10%の増を見込んでいると伺っております。

議案第43号につきましては、普通旅費についての質疑がありました。平成26年度から後期高齢者医療の県単位の一本化をする予定で、市から委員が運営検討委員会へ出ていると伺っております。

議案第44号につきましては、工事請負費は釜ヶ台簡易水道の中に含まれている上坂地区の水圧が弱いために、途中に送水ポンプをつけるための工事であります。委員からは、認可変更委託料について質疑がありました。上浜、小砂川の統合を次年度から行うために認可変更が必要であり、国の補助をもらうために認可変更を取って、条例等の添付あるいは計画給水人口の認可変更を盛るための委託料であると伺っております。

陳情第3号につきましては、多様な事業者の参入、保育の市場化、こういったことがこの陳情書では述べられております。現行を見ますと、国と自治体の責任で保育、あるいは子育て支援をしているのが現状であります。こういうことも含めて、現行保育の制度の拡充が望ましいということの意見が出て採択に決しております。

陳情第4号につきましては、この陳情の趣旨につきましては、先進医療医学を総合的に改革することについては十分理解ができます。一方で、法律の条文がないなど不明なところもあり、趣旨採択に決しております。

陳情第5号につきましては、年金の物価スライド分の2.5%を行わないでほしいという内容であります。この趣旨に対して願意妥当という意見が出て、採択に決しております。

陳情第16号、陳情第17号につきましては、現在の状況では昨年の12月で付託された状況と変わりがなく、国の方針も定まらず、また、審査をする材料も乏しく、採択・不採択の判断ができないという結論に達しておりますので、このような結果になっております。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから教育民生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで教育民生常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。5番竹内賢産業建設常任委員長。

【産業建設常任委員長（5番竹内賢君）登壇】

●産業建設常任委員長（竹内賢君） 当委員会に付託をされました議案の審査が終わりましたので御報告いたします。

議案第10号にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例の制定について、議案第11号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について、議案第12号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定について、議案第13号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第15号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定について、議案第22号あらたに生じた土地の確認について、議案第23号あらたに生じた土地の確認について、議案第24号あらたに生じた土地の確認について、議案第25号字の区域の変更について、議案第26号字の区域の変更について、議案第27号字の区域の変更について、議案第29号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについて、議案第30号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについて、議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第37号平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、議案第38

号平成 23 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）について、議案第 39 号平成 23 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）について、議案第 45 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算について、議案第 46 号平成 24 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算について、議案第 47 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計予算について、議案第 48 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計予算について、以上の議案については、全員の賛成で可決に決しております。

陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書、陳情第 6 号 T P P 交渉参加に向けた協議の中止を求める陳情について、全員の賛成で採択です。

主な議案の審査内容について報告いたします。

議案第 10 号にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定についてですが、目的として県が創設した農林漁業振興臨時対策基金を活用したもので、戦略作物の生産拡大を支える基盤整備対策として、水田の排水強化、中山間地域のコンパクトな基盤整備、農業水利施設の長寿命化対策を緊急かつ集中的に実施する事業を創設したものであります。これは平成 23 年度から平成 25 年度の 3 ヶ年計画で、内容としては戦略作物 —— 例えばソバとか大豆とか馬鈴薯とかです。

—— 生産拡大に支障となっている排水不良水田を解消するため、本暗渠や排水施設等の整備の実施とあわせて、もみがら補助暗渠を整備する事業であります。事業要件としては、1 地区 200 万円以上であり、農家 2 名以上、そして事業が実施後、転作を必要とすることです。補助率は中山間地域は国 55%、県 27.5%、市 10%の上乗せ、そして農家の負担が 7.5%、そして中山間地以外の区域外の場合は、国が 50%、県と市は同じく補助、したがって農家が 12.5%の負担をすると。例えば工事費が 10 アール当たり 20 万 5,000 円の場合、農家負担は 1 万 5,500 円に、これは中山間地域の場合です。中山間地域外の場合は 2 万 5,600 円というふうにしてなります。現在、にかほ市内でこの事業には 14 地域 77 人が事業費 1 億 3,200 万円で取り組むと申請をされているようであります。この場合に国は 7,065 万円、県が約 3,630 万円、市が 1,320 万円、そして受益者負担として 562 万 5,000 円を負担すると。先ほど言いました実施後の転作物物ということで、これはいわゆるソバとか大豆とか馬鈴薯などをその整備をした水田に植えていくということになります。今回は平成 23 年度補正予算に歳入として分担金の 56 万 2,000 円 —— 562 万 5,000 円でした、訂正します。

—— を歳出として戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業負担金として歳入に入ります。それと農家からのこの額と市の負担金、合わせて 1,882 万 5,000 円を補正して県に納めることとなります。ただ、事業としては繰越明許で平成 24 年度執行というふうにしてなるものであります。

次に、議案第 15 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についてですが、このことについては全員協議会でも現状等について詳しく説明され、本会議でも説明されています。さらに、広報でも 4 回にわたって情報提供されているものであります。委員からは、3 地区で行われた説明会の状況についてどうなのかという質問がありました。象潟会場と金浦会場には市民の参加は残念ながらゼロでした。仁賀保会場には 1 人の参加があったようであります。参加者からは、東北管内のガス料金の比較や L P ガスとの比較やガス本管の耐震性等について質問があったということになります。

それから、TDK再編関係の影響、あるいは大口需要家に対する企業努力についてどうなのかと

いう質問がありまして、平成24年9月閉鎖予定のTDK-MCC象潟工場1社が対象になりますと。販売量が年間1,500万円見込まれている。しかしその分、原料を購入する必要がなくなり、その金額が大体1,140万円相当になるので、減収になる分は360万円と推定しているという回答であります。

それから、料金改定では小口需要家は14%の値上げをお願いしているわけですが、大口需要家にも負担をお願いしたいと交渉し、TDKからは8円の値上げを了承していただいたと。さらに、購入先が現在新潟CIFということで、全日本CIFとの価格差解消の交渉で、現段階で5円の価格差があるので、その解消のためにということで——5円でない、5円の価格差を解消するということです。したがって、現状では13円というふうにしてなります。平成24年度の販売量では970万円相当の増収が大口関係からは見込まれると、こういう話であります。

ちなみに値上げ後の他のエネルギー源との料金を比較しますと、LPガスの場合は6,657円、電気が5,132円、そして値上げ後の市ガスが4,135円であり、まだ他のエネルギー源に対しては優位性を保っているということになります。

それから、議案第29号と30号についてです。これは本会議でも議案質疑がされておりますが、地方財政法の第6条で規定されているものであります。予算上は公共下水道では5億3,000万円に対して5億5,800万円の繰り入れを、農業集落排水では2億1,000万円に対して2億2,100万円の繰り入れがなっていて、この算定根拠についてどうなのかという質問がありました。これに対しては、公共下水道については建設改良費の一部の約2,930万円になるわけですが、事業が増加しても対応できるよう約2,700万円上乘せして設定をしたものですと。農業集落排水事業については、維持管理費が増加しても対応できるように約1,000万円上乘せして設定したものだという回答をいただいております。

議案第47号についてですが、ガス器具の在庫状況と使用できない器具の扱いについて質問と意見がありました。平成24年2月末、201台のガステーブル、湯沸器、ストーブ、およそ576万円の在庫があります。しかし、法律改正によって売ることができない器具が29台の45万4,000円あるということでした。委員からは、売ることができない器具は除却処分にすべきだという意見がありまして、当局からは、時期を見て除却したいと答弁がされております。

委員から、包括的業務委託の内容についての質問があり、現在、1業者に6業務を委託しているという話です。ガス・水道料金関係、お客様サービス関係の栓を開けたり閉めたりすること及び器具取付け、ガス定期保安調査及び内管検査、LNG受け入れ業務、都市ガス製造所管理業務、象潟供給所点検業務、消火器取付けと修繕は国家資格が必要であり、資格がなければ業務ができないので、その点も考慮して委託料金を決めているということでありました。

議案第48号平成24年度にかほ市水道事業会計予算についてですが、委員からは、TDK再編に伴うマイナス効果があるのではないかと、予算にどのように反映されているのかという質問があり、3社が対象となっており、一番早いのが9月のTDK-MCC象潟工場で、下期分がなくなります。年間1万2,437立方メートルを使用し186万9,000円ですが、需要期が夏の上期であり、影響が出る下期は4割ぐらいの74万7,000円ぐらいが減収になるという予想をしていると。平成25年度で

は工業用で11%の1,300万円ぐらいの減収が予想されているという回答を得ております。

それから、建設改良の主な工事内容については、公共下水道関連工事では1,830メートル、石綿セメント管工事では960メートルを予定しているという回答を得ております。

●議長（佐藤文昭君） これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。10番小川正文議員。

●10番（小川正文君） 議案第48号について質疑します。委託は1業者6業務ということでありましたけれども、この委託は随契なのか入札なのか、また、ほかの業者の委託などについての説明がありましたらお伺いしたいと思ひ質用。

●議長（佐藤文昭君） 産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（竹内賢君） 指名競争なのか随意契約なのかについては伺っておりません。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ございませんか。—— 暫時休憩します。

午後1時46分 休 憩

午後1時46分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 会議を再開します。

産業建設常任委員長。

●産業建設常任委員長（竹内賢君） この包括的業務委託の内容ということで聞いたのに対しては、現在行っているのは1業者に6業務を委託していると、そういう内容であります。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで産業建設常任委員長の報告に対する質疑を終わります。

次に、一般会計予算特別委員長の報告を求めます。17番池田好隆一般会計予算特別委員長。

【一般会計予算特別委員長（17番池田好隆君）登壇】

●一般会計予算特別委員長（池田好隆君） 当委員会に付託になりました事件について、審査が終わったので報告いたします。

議案第31号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。全員の賛成で可決に決しております。

次に、議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算についてであります。賛成多数で可決に決しております。以上です。

●議長（佐藤文昭君） これから一般会計予算特別委員長に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで一般会計予算特別委員長の報告に対する質疑

を終わります。

次に、にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告を求めます。6 番伊藤知にかほ市総合発展計画調査特別委員長。

【にかほ市総合発展計画調査特別委員長（6 番伊藤知君）登壇】

●にかほ市総合発展計画調査特別委員長（伊藤知君） 去る 3 月 7 日、当にかほ市総合発展計画調査特別委員会に付託になりました議案第 16 号にかほ市総合発展計画基本構想および後期基本計画の策定についての調査が終了しましたので報告いたします。

議案第 16 号にかほ市総合発展計画基本構備および後期基本計画の策定については、113 ページの体育指導員をスポーツ推進委員、122 ページの郷土資料館の入館者について平成 23 年度目標 2,300 人を 2,340 人に正して決定することに、賛成全員により可決と決しました。

調査の内容の主なものを報告いたします。

最初に、調査の方法としては、各部ごとの調査とし、全員協議会、また、議会の意見をくみ入れていただいた経過がありますので、担当部の説明に関しては新規または重要な部分の説明をいただきました。

なお、報告においてページが前後することを御了承願いたいと思います。

総務関係では、合併時のとりきめについて。検証からこれからどうやっていくということはどの課でやっているのかに関して、企画情報課で進捗率を把握しており、6 項目の分野が未執行となっている。総合文化施設の建設、総合体育館の建設、市のキャラクターなどで、その他についてはすべて取り組んでいる。文化施設等については、本会議等でも状況を説明しながら現在に至っている。後期基本計画のほうでも財政状況を勘案しながら検討するという内容になっています。総合体育館施設についても同様ですとの答弁でありました。

89 ページ、定住のための支援について。空き家について県内の自治体でも公開についての条例を制定しているが、にかほ市では検討されたのかに関し、空き家に対する条例化については、景観保護の関係と危険物という観点から、他市の例を見れば所有者に代わって解体できるものなので、所管課である総務課の防災と生活環境課で検討はしている。ここでいう定住促進の空き家は、取り壊しではなく、利活用できる物件で所有者の意思に基づいて貸してもいい物件を市外からの定住のために活用してほしいという解説をしているとのことでありました。

75 ページ、防災体制の充実について。仁賀保地区に防災備蓄倉庫を建設することによって、にかほ市全体の防災倉庫の整備がどのくらいになっていくのか、備蓄品の集約ができるのかに関し、仁賀保地区の防災備蓄倉庫の建設についてですが、象潟地区には象潟グラウンドの交差点のところにあり、金浦地区には防災コミュニティーセンターの隣に平成 22 年度に建築した。仁賀保地区については、旧仁賀保町役場の車庫の 2 階の一部を利用している。備蓄品については、県との協議で想定が変わってくれば備蓄の品目も変わるが、現在のところ、これまでの想定に基づいて備蓄している。一部食糧品については庁舎等にも備蓄しているとのことでありました。

産業建設部関係です。

145 ページ、漁協、漁場の整備について。築磯について補助金がなければできないという答弁が

本会議でありましたが、市単独事業でもやる予定があるのかに関し、平成28年度の目標値1万8,889立方メートルの算定根拠ですが、平成22年度の実績が1万5,889立方メートル、にかほ市増殖場管理規定に築磯の位置及び自然石の合計値なり、この目標値は市単独ではなく、県漁協との協議の中で平成26年度は1,000立方メートル、平成27年度で同じく1,000立方メートル、平成28年度でも同じく1,000立方メートル、3年間で合わせて3,000立方メートルの計画で、県の漁業整備基本計画の策定の中では3年で3,000立方メートルの築磯事業を要望しているということで、最終的な計画として1万8,889立方メートルと定めたものとの答弁でした。

観光全般に関して。自然豊かな景観の中で観光行政をどのようにとらえているのかの質疑に対し、観光では開発する側と見られ、文化財保護課ではそのままにしてほしいという意見がある。実質、安全面なども考えた場合、その先生方も理解して、全部が何もかにもだめという言い方ではない。今後は観光振興の立場から、できるものについては話をしながらできる方向にもっていきたいと思っているとのことでもあります。

観光課で持っている観光アドバイザーですが、この基本計画の中でどのような仕事をするのか、この事業に当てはまるものは何かに関し、観光アドバイザーは三つかかわってくると思われる。159ページ、マーケティングの実施と実効性の高い効果的な情報発信の実践、旅行会社への営業活動の展開、それから新たな商品の開発に当てはまるとのことでもあります。

57ページ、公共住宅の整備についてであります。民間の資金等を利用してということは、不動産などのアパート経営者をお願いすることなのかに関して、プライベートファイナンスイニシアティブと注釈にあります。不動産や福祉の業者など、例を挙げると秋田市の新屋地区で福祉事業を営む社団法人等があるが、トータル的な事業を展開しているところで今後いろいろな勉強をしながら検討していきたいとの答弁であります。

ガス水道局には質疑はありませんでした。

市民福祉部関係では、43ページ、子育て支援の充実に関して、前期計画では子育てサポーターの育成を挙げていて、これまでどれくらいの子育てサポーターを育成できたのかに関し、前期では53人との答弁をいただきました。

教育委員会関係では、108・109ページ、公民館・勤労青少年ホーム等の整備についてであります。統合、存続、廃止とありますが、この五つの施設の中で統合、存続、廃止を検討するのかに関し、類似施設は教育委員会にとどまらず農林水産関係でも非常に多く施設を持っている。そういうものを含めた形での総合的に検討していくということで、平成23年度に公共施設等検討委員会がいろいろな施設について提言をされていますが、そういうものを参考にして検討していくという答弁がありました。

114ページ、子供たちのスポーツ活動の充実に関して。スポーツ少年団の加入率は目標値が前期で65%、ところが平成22年度実績で45.9%になっているが、後期計画の最終年平成28年度にクリアできる目標値なのかの質疑がありました。答弁では、クリアできるという確約はできないが、目標値として子供たちがスポーツに親しむ機会をつくりたいということ、平成22年度には競技スポーツではないダンスのスポーツ少年団が設立されており、競技スポーツをやらなくても入団者が増え

る可能性もあるということで、前期の数値より下げない形にしたとの答弁がありました。

105 ページ、生涯学習の推進と充実についての項目であります。青年活動団体の組織化とあるが、現段階では青年活動団体とはどのようなことを考えているのかに関し、現状では補助交付している団体が1団体あり、象潟みどり中央公園のイルミネーションの飾りだけということで、もう少し社会貢献事業に、目に見えたものやっていたいただきたいという期待がある。そのグループを軸にして、もう少し生涯学習関係に深入りして、学び合いながら輪を広げて、別の方向で活動する集団に変わってほしいと思っていると答弁がありました。

71・72 ページ、消防関係では、前期の計画で平成23年度には救急救命士12名、また、火災件数にあっては0件、消防団員数にあっては650名というように目標値が載っていましたが、後期計画では目標値を載せていないことについて何か理由があるのかに関し、消防団員の定数については、そのときの状況に応じて現在の定数に変更したことから、無理の数字を計画に載せるのは好ましくないのではないかとということで除いたものであり、救急救命士の定数については救急救命士の資格を有する者を積極的に採用していることで現在15名になっていることから、前期計画の目標値は達成したものとなっている。今後も養成は継続しなければならないが、目標値として上げる必要性はなくなったとの答弁がありました。

行財政改革ということで消防業務にもそうした改革の波がくるとは思うが、そうしたものを念頭に置いて消防機器材、施設等の耐用年数や更新については何か方針等があるのかの質疑には、消防組合当時はおおむね18年で車両関係について更新していたが、平成23年度に小型ポンプ軽車両を20年、消防ポンプ自動車24年としてそれぞれ変更をかけた。理由としては、消防装備品の性能が向上したことにより長持ちするようになったため、一方で償却的には車両に関して5年、小型ポンプに関しては8年から10年という寿命ではあるものの、それ以上に使っているわけで、維持管理費がかかるものの、その点において行政改革は行っているものと解釈していただきたい。これからさらに更新時期を延ばすとすると維持管理費にかかる負担が高くなることになる。また、将来的には消防団各班においては縮小化せざるを得ない状況になるところが予想され、消防ポンプ等の更新をどうするかというときに、その班の消防団員数に減少が生ずるようであれば、ポンプ車を小型ポンプに変更する更新などが考えられる。消防機材を消防団員の数の減少で動かせないということがないよう、見直しをかけていかなければならないと答弁がありました。

耐震性防火水槽について。にかほ市の現状はどのようになっているのかに関し、昭和45年・46年以前につくられた防火水槽については、耐震性はない。そのような防火水槽はにかほ市にはたくさん存在していることから、適時耐震性防火水槽に更新していく必要があるとの答弁をいただきました。以上で報告を終わります。

●議長（佐藤文昭君） これから、にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで、にかほ市総合発展計画調査特別委員長の報告に対する質疑を終わります。

所用のため2時10分まで休憩といたします。

午後2時03分 休 憩

午後2時11分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから、討論・採決を行います。

始めに、議案第4号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第4号の討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第4号にかほ市情報公開条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第5号の討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第5号にかほ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第6号の討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第6号にかほ市長等の給料支給額の特例に関する条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第7号の討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第7号にかほ市老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号にかほ市暴力団排除条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第8号の討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第8号にかほ市暴力団排除条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第9号の討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第9号にかほ市簡易水道等事業設置条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第10号の討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第10号にかほ市戦略作物生産拡大緊急基盤整備事業分担金徴収条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 11 号の討論を終わります。

これから議案第 11 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 11 号にかほ市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 12 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 12 号の討論を終わります。

これから議案第 12 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 12 号にかほ市市営住宅条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 13 号の討論を終わります。

これから議案第 13 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 13 号にかほ市下水道条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 14 号の討論を終わります。

これから議案第 14 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 14 号にかほ市招致外国青年の給料及び旅費に関する条例を廃止する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 15 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 15 号の討論を終わります。

これから議案第 15 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 15 号にかほ市ガス供給条例の一部を改正する条例制定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号にかほ市総合発展計画基本構想および後期計画の策定についての討論を行います。まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 議案第 16 号にかほ市総合発展計画基本構想および後期基本計画の策定については、反対の討論をします。

にかほ市総合発展計画後期基本計画については、各部署それぞれ検討を重ね、よりよい計画に仕上がってきたと思えます。これまで数回、全員協議会でも検討されてきましたし、大筋については賛成できます。しかし、189・190 ページにある行財政改革の推進で施策の進め方の①「行政組織や機構の見直しを適宜実施し」とあり、そこまでは賛成ですが、その後の「職員数の減少に対応できる適切な配置を図ります」というのは、職員が自然に減少するかのような記述になっています。しかし、減少させていくという目標として平成 24 年に 271 人にし、平成 25 年には 10 人減らして 261 人とし、さらに平成 26 年には 251 人と 10 人ずつ減らすとしての資料を出しています。このような減少のさせ方には賛成できません。定員管理は、合併やその後の政府の進め方・誘導により、改善は市だけの方針ではないということは分かるつもりです。OECD の 26 ヶ国で公務員の数を見ると、労働力人口に占める割合が最も少ないのが日本で 5.3%、次に少ないのは韓国の 5.5%、一番多いのはノルウェー 28.8%、アメリカは 14.7% で多いほうからアメリカの場合 12 番目です。日本はこの面でも異常な状態だと思えます。

実際のかほ市議会の例で言えば、会派制がとられ、会派代表者会議が頻繁に開かれるようになりました。議会基本条例ができ、議会報告会や議会だよりの発行も増え、その準備のために議会運営委員会の開催も多くなりました。その都度、準備や会議録作成等の仕事も増えています。職員の減少ではなく増員がこの部分では必要でないかというふうに思っています。

これまで市として臨時雇用やふるさと雇用などで、かなりの数の職員を一時的に雇用し、普段なかなか手の届きにくい公園、河川、海岸など環境整備の仕事もやってきてもらい、大変よかったのではないかというふうに思いますけれども、これが本来の姿ではないかというふうに思ってきました。ひところは学校の調理員、校務員も正職員でした。それが当たり前だったと思えますが、いかがでしょうか。

定員管理については小泉構造改革で強力に進められたように、民間でできるものは民間でとし、

政府機関や大学など独立行政法人化を進め、合併も絡んで公務員を減らしてきました。民間のコスト削減を公務員に当てはめるといのは違うのではないかとこのように思います。構造改革を進めるほど貧困と格差が拡大し、政治も行き詰まっています。今は全体の流れとして削減をする方向が、いかにもいいように考えられています、そうではないと思います。その流れを本来あるべき姿に変えていかなければならないと考えています。地方交付税や類似団体との比較などの関係もあり、定員管理、職員の削減ストップは、市単独ではなかなか困難だと思えますが、いろいろな機会に検討し、正規職員の増加について声を出すべきではないかと思えます。

以上述べたことから、職員の削減計画部分には反対であることを述べ、討論とします。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 議案第16号にかほ市総合発展計画基本構想および後期基本計画の策定について、原案に対してトータル的な賛成で討論に参加をしたいと思えます。ただし、全面的に全部がオーケーではありませんので、何点かの意見を私なりにつけたいと思えます。

まず今回の基本構想の内容について見ますと、これはやっぱり当局、あるいは携わった職員の皆さんが、かなり綿密な計画と計算と調査、そして論議をしてきた結果だというふうにして読み取れることがあります。読ませる、見せる、共感させる工夫が随所に見られる点に配慮を感じました。

私の意見というか、これからの5年間進める中でぜひ考えていただきたいということは、1点目はまちづくりと人材の育成についてですが、基本に流れているのは私の見るところでは、どうしてもやらせるというか、やってやるという、そういうことが基本にありそうです。教育環境づくりです。そのことは大切ですが、子供たちが自分で考え、意見を持ち、自主的に活動し、生きる力をつけるために行政として何をしたらいいのか、その点についての考慮というか配慮というか、そこに視点を当てていただきたいということ。例えばその中で図書館整備については、不可欠な課題です。象潟公民館図書室、10数年主張してきたことが単館ではありませんけれども2.8倍に拡張をして、そして備品的にも大きく変革をしていく内容については評価をしますし、そういう基本的な流れをぜひ大切にしていきたい。

それから、この基本構想を策定に当たっての論議の中で言ってきましたが、私は小学生から、この地域に住む小学生から高校生までが交流して、自主的な話し合いや交流、みずからが成長しているようなそういう施設、要は児童館のような場所がかほ市にはありません。こういう施設をぜひつくっていくべきだということを申し上げたいと思えます。児童館について、この後、行政当局の皆さんも学び、子供たちの声も聞いて、実現することを切に願っていきたく思えます。

2点目は、道路整備については私たちの委員会でも論議をして、そして慎重な予算執行を求める意見を出しました。この中で、私はやっぱり市民と皆さんと今こういう道路を、一本だけじゃなくてあちこちにつくります、こういうふうにして幹線道路をつくりますよと、災害のときにはこういうところが必要だと、皆さんからも意見を、そういうようなやっぱり都市づくり、にかほ市の都市づくりというか、そういうものを話していかないと、今回の路線にしても誰も知らない人が多いんです。そういうことでは、やっぱりこれからのことについてはうまくないだろうということ

苦言を呈しますが、いずれ前川と象潟、それから仁賀保、この関係については、どういうルートがいいのか、あるいは間に合うのか、そういうことを含めてですね検討をしていく、そのためには市民との話し合いも十分していくということを求めて、改良事業となっていますから、改良ですから新設するとかそういうことではありませんので、その辺についてももう少し熟慮をする必要はあろうと、市民の声を十分聞いてということで申し上げたいと思います。いろんな角度からの再検討を求めたいと思います。

3点目は、生涯スポーツの振興についてですが、すべてのことに通じますが、スポーツは特に自主性が求められると思います。やらせられるスポーツから、みずから喜びを感じ、自立していく過程を大切にしたいスポーツ振興になるような政策をこれからとっていただきたいと思います。

4点目は観光の促進についてであります。にかほ市の観光というのは、一生懸命行政も、あるいは観光業者の皆さんも、あるいはホテルや宿泊施設の皆さん、それからいろんな観光協会、商工会、やっていることはやっています。しかしながら、私は一般市民の皆さんも含めてのこの地域に誇りを持ち、そして地域の宝を磨き上げ、行政や観光に携わる人だけの観光から、市民も参加するにかほ市の特徴のある観光にするよう、そのためには私は持論ですがジオパーク運動は有効な方法だと考えますので、早い機会に取り組むことを期待して、以上の4点を申し上げて、トータル的にはこの基本構想については賛成をしたいと思います。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第16号の討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第16号にかほ市総合発展計画基本構想および後期計画策定については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更することについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第17号の討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第17号冬師・釜ヶ台辺地に係る公共的施設の総合整備

計画を変更することについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 18 号の討論を終わります。

これから議案第 18 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 18 号市有財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 19 号の討論を終わります。

これから議案第 19 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 19 号市有財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 20 号の討論を終わります。

これから議案第 20 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 20 号市有財産の無償譲渡については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 21 号市有財産の無償譲渡についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 21 号の討論を終わります。

これから議案第 21 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 21 号市有財産の無償譲渡については、委員長の報告

のとおり可決されました。

次に、議案第 22 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 22 号の討論を終わります。

これから議案第 22 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 22 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 23 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 23 号の討論を終わります。

これから議案第 23 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 23 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 24 号あらたに生じた土地の確認についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 24 号の討論を終わります。

これから議案第 24 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 24 号あらたに生じた土地の確認については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 25 号の討論を終わります。

これから議案第 25 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 25 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 26 号の討論を終わります。

これから議案第 26 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 26 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号字の区域の変更についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 27 号の討論を終わります。

これから議案第 27 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 27 号字の区域の変更については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 28 号の討論を終わります。

これから議案第 28 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第 28 号にかほ市簡易水道特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 29 号の討論を終わります。

これから議案第 29 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 29 号にかほ市公共下水道事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 30 号の討論を終わります。

これから議案第 30 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 30 号にかほ市農業集落排水事業特別会計への繰入れについては、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 31 号の討論を終わります。

これから議案第 31 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 31 号平成 23 年度にかほ市一般会計補正予算（第 8 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 32 号の討論を終わります。

これから議案第 32 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 32 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 33 号の討論を終わります。

これから議案第 33 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 33 号平成 23 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 34 号平成 23 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第34号の討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第34号平成23年度にかほ市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第35号の討論を終わります。

これから議案第35号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第35号平成23年度にかほ市簡易水道特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第36号の討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第36号平成23年度にかほ市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第37号平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第37号の討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第37号平成23年度にかほ市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第38号平成23年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第2号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 38 号の討論を終わります。

これから議案第 38 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 38 号平成 23 年度にかほ市ガス事業会計補正予算（第 2 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 39 号平成 23 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 39 号の討論を終わります。

これから議案第 39 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 39 号平成 23 年度にかほ市水道事業会計補正予算（第 3 号）については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。12 番村上次郎議員。

【12 番（村上次郎君）登壇】

●12 番（村上次郎君） 議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算について、反対の討論をします。

新年度予算は、市民にとって必要で重要なものがほとんどです。その点については賛成です。しかし、次の 4 点については賛成できません。

一つ目、個人市民税の負担増についてです。新年度の個人市民税は、前年度と比較して約 1 億 1,000 万円の増となっています。質疑では、このうち年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮減で、にかほ市民にとっては約 7,000 万円の負担増になるとしています。さらに、民主党政権が子ども手当の財源にするために年少扶養控除を廃止しました。そして新たな児童手当をつくりましたけれども、これでは年収 400 万円以上の世帯というのは、実質手取りが減る、こういうふうになってしまいます。これは国の政策によるもので、市の責任によるものではありませんが、このような市民への負担増は認めることができません。

二つ目ですが、介護保険についてです。介護保険についても、これも市の直接の責任ではないわけですが、新年度から 3 年間の介護保険料は現在の月額基準額 4,170 円から 990 円増しの 5,160 円となるというふうに市長の市政報告にありました。介護のために働く人の報酬は 4 月以降 1.2%の引き上げとされていますが、実質はマイナス改定です。また、在宅の高齢者に対するヘルパーによる掃除・洗濯・調理など生活援助の縮小が問題です。これまで生活援助は 30 分以上 60 分未満だったのを 20 分以上 45 分未満などに削るとしています。今回の改定は、効率化・重点化の観点か

ら、コストの高い施設から在宅へ、医療から介護への流れを強めています。公的負担を大幅に引き上げ、利用者の負担が増えないよう配慮しながら、報酬を抜本的に改善することが必要だと思います。

三つ目は、後期高齢者医療についてです。民主党の公約破りというのは、もう大変なものがありますけれども、後期高齢者医療制度についても、昨年、新しい制度の姿が示されました。しかし、75歳以上を別勘定にする現在のその制度の根本的な欠陥を変えないで、さらに国庫負担を減らすものとなっています。しかも後期高齢者医療費は、来年度からの2年間は一人当たりの平均で、これまでより1,891円増しの3万9,105円となり、介護保険と同様、負担を増やすものになっています。これも市の責任ではなく、政府の責任であるということを改めてつけ加えておきます。

政府は今、社会保障と税の一体改革を宣伝していますが、年金は下がり、介護費、後期高齢者医療費も上がる、おまけに消費税増税も準備されています。このようなやり方での社会保障の改悪は許されないと思います。社会保障の財源は、消費税の増税ではなく大企業への減税や証券優遇税等の軽減をやめることです。八ツ場ダム建設や軍事費、原発推進予算、政党助成金など、むだ使いをやめて、能力のあるところから負担をしてもらうようにするべきだと思います。

最後四つ目ですけれども、これまでも述べられております前川象潟2号線についてです。今年度は地質調査、詳細設計、用地測量を行うとして7,000万円の予算を置いています。この道路は合併時の協定で、3町を結び公共施設の利用を促進する幹線道路を整備するとしているところから進められてきているものです。しかし、合併協定にあった文化施設や総合体育館施設が現在つくられてはおらず、この路線は公共施設の利用促進には当てはまらないのではないかと思います。さらに、この路線建設については、文化財保護審議会は国道7号線や既存の道路があり、将来、日沿道を利用できる、あるいは十二林遺跡があり、事前調査が必要などとし、整備計画には賛成できないとしています。この意見書を受けた教育委員会は、積極的に賛成できるものではないとしながら、十二林遺跡の発掘調査をすること、自然景観に配慮すること、終点部を変更することなどとした意見書を市長に提出しています。教育委員会での検討には日沿道のことについては触れていません。遺跡の発掘状況にもよりますが、通常でも新設される前川象潟2号線の完成までには5年くらいかかるのではないかと思います。そうこうするうちに日沿道の工事進むことと思います。また、前川象潟2号線の建設には、10数億円もかかると見られております。にかほ市の自治基本法第8条には、市長はまちづくりの活動に参画することができるよう、市民の知る権利及び参画をする権利を保証しなければならないとあります。私はこの道路建設や文化財保護審議会の意見と教育委員会の意見との開きのある部分についても、市民にも知らせながらさらに検討を深め、この道路が本当に必要なかどうかも含めて、市民の参画を得ながら進めるべきだというふうに考えます。したがって、今のままの工事推進には賛成できないことを表明し、討論を終わります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。2番鈴木敏男議員。

【2番（鈴木敏男君）登壇】

●2番（鈴木敏男君） 議案第40号平成24年度にかほ市一般会計予算につきましては、2点について反対の討論をさせていただきます。

平成24年度にかほ市一般会計予算については、大方が市民生活に直結するものであり、総体的には賛成するものですが、前川象潟2号線外地質調査、測量、詳細設計業務及び熱改修施設整備事業に付随する関係予算には賛成できません。

まず、道路の整備に当たっては、その道路の必要性・緊急性・利便性・経済性など、その効果等を勘案すべきであり、示されております計画路線は、当市の大事な財産である九十九島の景観を損ねかねないと憂慮するものであります。そのリスクを背負ってまでも優先させるべき道路だとは思われません。観光を一つの柱としてまちづくりを進めている当にかほ市であります。この景観は後世に残すべき貴重な、希少な財産であります。国道7号線のバイパス的な役目を担うものとの考えも示されました。そのことは理解もいたしますが、今後の道路は、万が一の災害に当たった場合の機能も担うべきであり、そのことを考慮するとき、この路線ではその効果が果たせるものではないと考えます。

いずれにしろ、道路は将来のにかほ市を俯瞰したものでなければならないものであります。しかしながら、この路線を示されたのは今議会であります。もう少し時間をかけ、幅広い立場からの意見を求めてからの計画にするべきであると考えます。

また、熱改修施設建設に伴う生活環境影響調査業務委託であります。この施設が市民の生活上、必要であることは認識しておりますが、当市単独での建設に伴うところの環境調査には賛成できません。当初の計画が建設予定付近の自治会からの、もっと離れた場所をとの意見に配慮したという姿勢は評価するものの、財政がますます厳しくなると想定される中であって、しかも財源として示されている合併特例債の期限の延長、あるいは人口の減少、加えて会社の再編に絡んでごみの減量が考えられます。昨年出された報告書にも、年々減少する数字が示されております。それにゴミ減量化の施策も計画に示されているところであります。現在の施設の老朽化が著しいこと、修繕費が高額になっていること、こうしたことを考えれば、早期の結論を出さねばならない当局の苦悩を察しはするものの、この施設の建設では隣の市との広域化を協議した経緯もあることから、経費、あるいは熱利用方法等を考えた場合、いま一度広域的な話し合いのテーブルに着いて本施設の計画を図るべきであります。

昨今、会社の再編や撤退に絡んで雇用情勢が不安定な中、今、何よりも優先されるものが雇用の場の維持、確保、創出であります。したがって、平成24年度の予算は、雇用に大きな目配りをすることを最大限にくみ入れて計上すべきであります。こうした点から、本議案に対しては反対の立場をとるものであります。

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 次に、原案に反対者の発言を許します。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議案第 40 号の討論を終わります。

これから議案第 40 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議案第 40 号平成 24 年度にかほ市一般会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

所用のため、3 時 15 分まで休憩といたします。

午後 3 時 04 分 休 憩

午後 3 時 15 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第 41 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 41 号の討論を終わります。

これから議案第 41 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 41 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計事業勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 42 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 42 号の討論を終わります。

これから議案第 42 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 42 号平成 24 年度にかほ市国民健康保険事業特別会計施設勘定予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 43 号平成 24 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。議案第 43 号の討論を終わります。

これから議案第 43 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議案第 43 号平成 24 年度にかほ市後期高齢者医療特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 44 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 44 号の討論を終わります。

これから議案第 44 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 44 号平成 24 年度にかほ市簡易水道特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 45 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 45 号の討論を終わります。

これから議案第 45 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 45 号平成 24 年度にかほ市公共下水道事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 46 号平成 24 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 46 号の討論を終わります。

これから議案第 46 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 46 号平成 24 年度にかほ市農業集落排水事業特別会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 47 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 47 号の討論を終わります。

これから議案第 47 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 47 号平成 24 年度にかほ市ガス事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 48 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計予算についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第 48 号の討論を終わります。

これから議案第 48 号を採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。議案第 48 号平成 24 年度にかほ市水道事業会計予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第 1 号の討論を終わります。

これから陳情第 1 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、陳情第 1 号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第 2 号の討論を終わります。

これから陳情第 2 号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、陳情第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能充実を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第 3 号子ども・子育て新システムの導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第3号の討論を終わります。

これから陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第3号子ども・子育て新システム導入に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書提出を求める陳情書は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第4号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第4号の討論を終わります。

これから陳情第4号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は趣旨採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第4号「こころの健康を守り推進する基本法」の制定を求める意見書提出に関する陳情は、委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定しました。

次に、陳情第5号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第5号の討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第5号公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第6号T P P交渉参加に向けた協議の中止を求める陳情の討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで陳情第6号の討論を終わります。

これから陳情第6号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、陳情第6号T P P交渉参加に向けた協議の中

止を求める陳情は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、日程第2、議案第49号損害賠償の額を定めることについて及び日程第3、議案第50号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についてを議題とし、討論・採決を行います。

始めに、議案第49号損害賠償の額を定めることについての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第49号の討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第49号損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

次に、議案第50号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）についての討論を省略したいと思います。御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。これで議案第50号の討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議案第50号平成23年度にかほ市一般会計補正予算（第9号）については、原案のとおり可決されました。

日程第55、継続審査についてを議題とします。

総務常任委員長から、委員会において審査中の陳情第11号「社会保障と税の一体改革による消費税増税を行わないこと」を国に求める陳情書（継続審査）及び陳情第15号「社会保障と税の一体改革」の中止を求める陳情書（継続審査）については、会議規則第122条の規定により、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、陳情第11号及び陳情第15号については閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第56、議提第2号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書から日程第60、議提第6号TPP（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書までの5件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

始めに、議提第2号について、6番伊藤知議員の説明を求めます。6番伊藤知議員。

【6 番（伊藤知君）登壇】

●6 番（伊藤知君） 議提第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 24 年 3 月 21 日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員伊藤知、賛成者、にかほ市議会議員宮崎信一、同じく奥山収三、同じく佐々木弘志、同じく池田甚一、同じく佐藤元であります。

住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書（案）として、一、憲法第 25 条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかること。

二、国の出先機関を原則廃止する「アクション・プラン」や「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」を見直し、防災対策など、住民の安全・安心を確保するために必要な国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

提出先は、御覧のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第 2 号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 2 号についての質疑を終わります。

これから議提第 2 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 2 号の討論を終わります。

これから議提第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立全員です。したがって、議提第 2 号住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 3 号及び議提第 4 号について、10 番小川正文議員の説明を求めます。10 番小川正文議員。

【10 番（小川正文君）登壇】

●10 番（小川正文君） 議提第 3 号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出をします。

平成 24 年 3 月 21 日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文、賛成者、にかほ市議会議員池田好隆、同じく市川雄次、同じく佐々木正明、同じく鈴木敏男、同じく伊東温子。

この意見書の趣旨については、意見書を一読してくださるようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日。秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭。提出先は、内閣総理大臣野田佳彦様、財務大臣安住淳様、厚生労働大臣小宮山京子様、文部科学大臣平野博文様、総務大臣川端達夫様、国家戦略担当大臣古川元久様、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長平田健二様。以上であります。

次に、議提第4号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

平成24年3月21日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員小川正文、賛成者、にかほ市議会議員池田好隆、同じく市川雄次、同じく伊東温子、同じく佐々木正明、同じく鈴木敏男。

この意見書の趣旨については、一読してくださるようお願いをいたします。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出します。

平成24年3月22日。秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭。提出先は、内閣総理大臣野田佳彦様、厚生労働大臣小宮山洋子様。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第3号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第3号についての質疑を終わります。

次に、議提第4号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第4号についての質疑を終わります。

これから議提第3号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第3号の討論を終わります。

これから議提第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第3号子ども・子育て新システムによる保育制度改革に反対し、現行保育制度の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第4号の討論を行います。討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第4号の討論を終わります。

これから議提第4号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。議提第4号公的年金2.5%の引き下げに反対する意見書は、

原案のとおり可決されました。

次に、議提第5号及び議提第6号について、5番竹内賢議員の説明を求めます。5番竹内賢議員。

【5番（竹内賢君）登壇】

●5番（竹内賢君） 議提第5号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業の拡充を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

平成24年3月21日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員竹内賢、賛成者、同じく齋藤修市、同じく飯尾明芳、同じく村上次郎、同じく菊地衛、同じく加藤照美。

最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業の拡充を求める意見書（案）については、一読をお願いしたいと思います。

そして、意見書の内容ですが、1、地域別最低賃金を大幅に引き上げること、2、全国一律最低賃金制度確立を展望し、地域間格差を縮小させるための施策を進めること、3、最低賃金の引き上げがすすむよう、中小零細企業予算を増やし、経営支援策を拡充するとともに中小零細業者の生活支援策を十分に講じること。以上。

平成24年3月22日。秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭。提出先、内閣総理大臣野田佳彦様、厚生労働大臣小宮山京子様。

次に、議提第6号T P P（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をします。

平成24年3月21日提出。にかほ市議会議長様。提出者、にかほ市議会議員竹内賢、賛成者、同じく齋藤修市、同じく飯尾明芳、同じく村上次郎、同じく菊地衛、同じく加藤照美。

T P P（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書は、一読お願いしたいと思います。

以上の趣旨から「環太平洋経済連携協定」（T P P）への参加表明を撤回し、参加しないことを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成24年3月22日。秋田県にかほ市議会議長佐藤文昭。提出先、衆議院議長横路孝弘様、参議院議長平田健二様。以上であります。

●議長（佐藤文昭君） これから議提第5号についての質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第5号についての質疑を終わります。

次に、議提第6号についての質疑を行います。質疑ありませんか。13番市川雄次議員。

●13番（市川雄次君） 議提第6号について御質問させていただきます。オーラスですので、大変御苦労さまでした。

先ほどのですね陳情については、陳情のタイトルが「T P P交渉参加に向けた」というお話でした。ところが今回の議提第6号になると「T P Pへの参加中止を求める」ということで、ニュアンスがかなり変わってくるんですけれども、当然意見書の提出については陳情の内容に縛られる必要はありませんけれども、やっぱり事の流れからすれば、ちょっとこの表現が変わっているということについては、十分に御検討された上での御提案なのかということをお一つ御質問させていただきます。

す。

●議長（佐藤文昭君） 暫時休憩いたします。

午後 3 時 42 分 休 憩

午後 3 時 43 分 再 開

●議長（佐藤文昭君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5 番竹内賢議員。

●5 番（竹内賢君） 市川議員から言われましたように交渉参加ではなくて、この場合は意味を強めて参加を中止していくと、国民の大多数がそういう意思表示をしています。自治体においても 8 割以上がこの交渉はだめだよというふうにして言っていますから、そういう形に意見書としてなったつもりであります。

●議長（佐藤文昭君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 質疑なしと認めます。これで議提第 6 号についての質疑を終わります。

これから議提第 5 号の討論を行います。討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第 5 号の討論を終わります。

これから議提第 5 号最低賃金の大幅な引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第 5 号最低賃金の大幅引き上げと、中小零細企業支援の拡充を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

次に、議提第 6 号の討論を行います。討論はありませんか。6 番伊藤知議員。

【6 番（伊藤知君）登壇】

●6 番（伊藤知君） 反対の立場から討論をさせていただきます。

陳情を採択したものには何ら異議はないのですけれども —— 異議はないというよりも意見はないのですが、意見書を提出するものというのはいかがかなと思いますので反対をいたします。

この地域というのは農業だけではなく、いろんな産業もあります。当地域の基盤になっているものというのが、T P P 参加によってプラスになる可能性も十分にあるということをかんがみますと、地域色を考えて、私は陳情を採択しても意見書は提出するものではないという意味で反対討論いたします。

●議長（佐藤文昭君） ほかに討論はありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 討論なしと認めます。これで議提第6号の討論を終わります。

これから議提第6号T P P（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

●議長（佐藤文昭君） 起立多数です。したがって、議提第6号T P P（環太平洋経済連携協定）への参加中止を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第61、議決事件の字句、数字等の整理の件を議題とします。

お諮りします。にかほ市議会会議規則第43条により、議会で議決されました議案において、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（佐藤文昭君） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成24年第2回にかほ市議会定例会を閉会します。

大変御苦労さまでございました。

午後 3時47分 閉 会
